



使用開始日:2024年12月21日

特化型

スパークス・新・国際優良日本株ファンド

愛称 厳選投資

追加型投信／国内／株式

投資信託説明書（請求目論見書）

※本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。



<委託会社>〔ファンドの運用の指図を行う者〕

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第346号

〔照会先〕

ホームページ <https://www.sparx.co.jp/>

電話番号 03-6711-9200（受付時間：営業日の9:00～17:00）

<受託会社>〔ファンドの財産の保管及び管理を行う者〕

三菱UFJ信託銀行株式会社

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則 信用リスク集中回避のための投資制限の例外」を適用して特化型運用を行います。そのため、一般のファンドにおいては、一の者に係るエクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率として10%を上限として運用を行うところを、当ファンドにおいては、35%を上限として運用を行います。

当ファンドは、主として国内の株式などの値動きのある有価証券に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。従って、投資者の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。

有価証券届出書提出日	: 2024 年 12 月 20 日
発行者名	: スパークス・アセット・マネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 代表取締役社長 阿部 修平
本店の所在の場所	: 東京都港区港南一丁目 2 番 70 号 品川シーズンテラス
届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称	: スパークス・新・国際優良日本株ファンド
届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額	: 5,000 億円を上限とします
縦覧に供する場所	: 該当事項はありません

- この投資信託説明書（請求目論見書）により行う「スパークス・新・国際優良日本株ファンド 愛称 厳選投資」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第 5 条の規定により、有価証券届出書を 2024 年 12 月 20 日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は 2024 年 12 月 21 日に発生しております。
- 金融商品取引法第 15 条第 3 項に規定する交付の請求があったときに直ちに交付しなければならない目論見書（請求目論見書）は、投資者から請求された場合に販売会社から交付されます。なお、請求目論見書の交付を請求した場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- 課税上は株式投資信託として取扱われます。

- ・ 投資信託は、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・ 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- ・ 投資信託の運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

委託会社の照会先

基準価額・販売会社等につきましては、以下までお問い合わせください。

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

【ホームページ】 <https://www.sparx.co.jp/>

【電話番号】 03-6711-9200

（受付時間：営業日の 9：00～17：00）

目 次

	頁番号
第一部 【証券情報】	1
第二部 【ファンド情報】	3
第 1 【ファンドの状況】	3
1 【ファンドの性格】	3
2 【投資方針】	8
3 【投資リスク】	18
4 【手数料等及び税金】	22
5 【運用状況】	26
第 2 【管理及び運営】	34
1 【申込（販売）手続等】	34
2 【換金（解約）手続等】	35
3 【資産管理等の概要】	36
4 【受益者の権利等】	40
第 3 【ファンドの経理状況】	42
1 【財務諸表】	45
2 【ファンドの現況】	59
第 4 【内国投資信託受益証券事務の概要】	59
第三部 【委託会社等の情報】	60
第 1 【委託会社等の概況】	60
1 【委託会社等の概況】	60
2 【事業の内容及び営業の概況】	61
3 【委託会社等の経理状況】	63
4 【利害関係人との取引制限】	91
5 【その他】	91
＜添付＞ 約款	92

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

スパークス・新・国際優良日本株ファンド

ただし、愛称として「厳選投資」という名称を用いることがあります。

(以下「ファンド」といいます。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型株式投資信託受益権です。(当初元本は1口=1円)

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

- * ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けており、受益権の帰属は後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

5,000億円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

購入申込受付日の基準価額*とします。

- * 「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。

基準価額は便宜上1万口当たりで表示することがあります。なお、基準価額につきましては、下記の委託会社の照会先または販売会社(後記(8)申込取扱場所を参照)までお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

スパークス・アセット・マネジメント株式会社 〔ホームページ〕 https://www.sparx.co.jp/ 〔電話番号〕 03-6711-9200 (受付時間: 営業日の9:00~17:00)
--

(5)【申込手数料】

購入申込受付日の基準価額に3.3%(税抜3.0%)を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。詳しくは販売会社(後記(8)申込取扱場所を参照)までお問い合わせください。

(6)【申込単位】

販売会社が別に定める単位とします。

詳しくは販売会社（後記（８）申込取扱場所を参照）までお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2024年12月21日から2025年 6 月27日まで

* 申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社にてお申込みを取扱います。

なお、販売会社については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

スパークス・アセット・マネジメント株式会社 〔ホームページ〕 https://www.sparx.co.jp/ 〔電話番号〕 03-6711-9200 (受付時間：営業日の 9：00～17：00)
--

（９）【払込期日】

ファンドの受益権の購入申込者は販売会社（上記（８）申込取扱場所を参照）が指定する日までに申込金額を販売会社に支払うものとします。振替受益権に係る購入申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

申込金額は、購入申込みを受付けた販売会社に払い込むものとします。

販売会社については、上記(8)申込取扱場所をご参照ください。

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は以下の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

（１２）【その他】

申込証拠金はありません。

日本以外の地域における発行は行いません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、日本の株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目標に積極的な運用を行うことを基本とします。

信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができるものとします。

なお、委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「追加型投信 / 国内 / 株式」に分類されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

< 商品分類表 >

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券 不動産投信 その他資産 ()
追加型投信	内外	資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 商品分類定義 >

1. 単位型投信・追加型投信 : 追加型投信
による商品分類 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
2. 投資対象地域による : 国内
商品分類 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
3. 投資対象資産 : 株式
(収益の源泉)による商品分類 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

< 属性区分表 >

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
株式	年 1 回	グローバル
一般	年 2 回	日本
大型	年 4 回	北米
中小型株	年 6 回	欧州
債券	(隔月)	アジア
一般	年12回	オセアニア
公債	(毎月)	中南米
社債	日々	アフリカ
その他債券	その他	中近東
クレジット属性	()	(中東)
()		エマージング
不動産投信		
その他資産		
()		
資産複合		
()		

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 属性区分定義 >

1. 投資対象資産による属性区分 : 株式 一般
目論見書又は投資信託約款において、主として株式のうち大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものに投資する旨の記載があるものをいいます。
2. 決算頻度による属性区分 : 年 1 回
目論見書又は投資信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいいます。
3. 投資対象地域による属性区分 : 日本
目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記の記載は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づく商品分類および属性区分を、委託会社が目論見書又は約款の記載内容等にて、分類し記載しております。なお、当ファンドが該当しない商品分類および属性区分につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

ファンドの特色

1. 高い技術力やブランド力があり、今後グローバルでの活躍が期待出来る日本企業を中心に投資します。

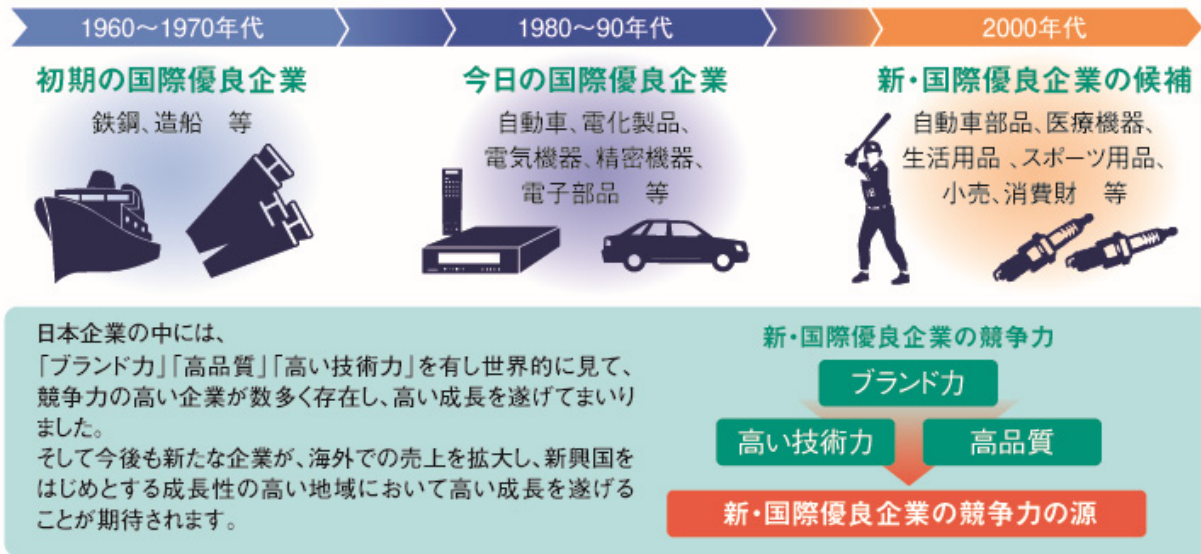
2. ベンチマークは設けず、20銘柄程度に厳選投資を行います。

当ファンドは、ベンチマーク等を意識せず、弊社独自の調査活動を通じて厳選した少数の投資銘柄群に絞り込んで集中投資することとしているため、個別銘柄への投資において、当ファンドの純資産総額に対して10%を超えて集中投資することが想定されています。そのため、集中投資を行った投資銘柄において経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

3. 原則として短期的な売買は行わず、長期保有することを基本とします。

＜新・国際優良企業の候補と競争力の源泉＞

今日の国際優良企業と同じように、今後成長することが期待される企業（新・国際優良企業）が日本には数多く存在すると考えております。
スパークスは新・国際優良企業を発掘し、長期的に投資します。



＜新・国際優良企業とは＞

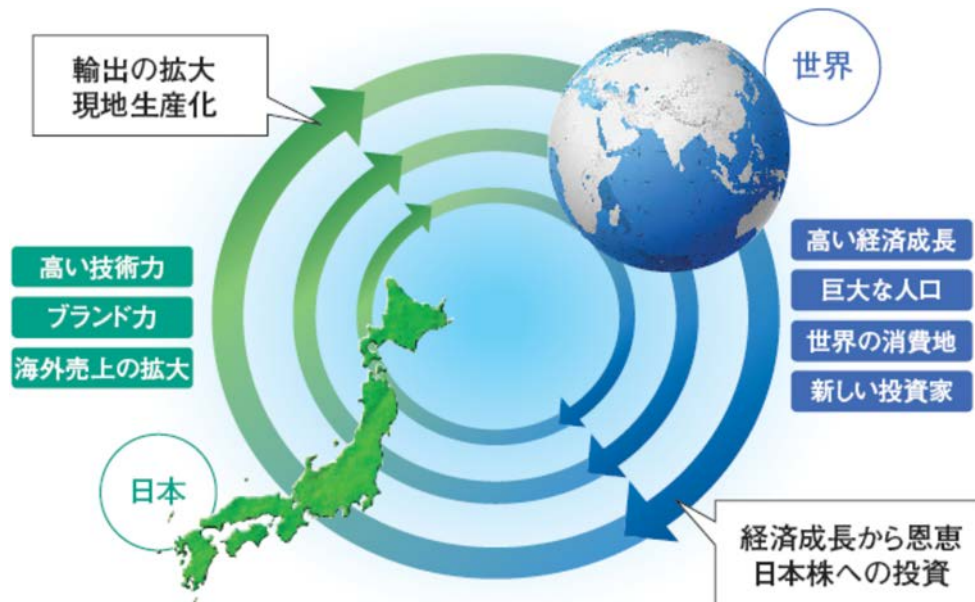
- ・ 国内市場で圧倒的なシェアを持つ。
- ・ 海外売上高比率の拡大が期待できる。
- ・ 世界的なブランド力を有することが期待できる。

新・国際優良企業の成長イメージ



＜新興国の成長を享受する新・国際優良企業＞

- ・ 海外進出に成功した企業は新興国などの世界経済の成長から恩恵を受けると考えられます。
- ・ 世界的に通用するブランドを有する企業は、外国人投資家の投資対象になる可能性が高いと考えられます。



※上記はあくまでもイメージであり、将来を保証、示唆するものではありません。

投資プロセス

Step 1

企業訪問や調査活動を通じて、
投資仮説や投資アイデアを検討

Step 2

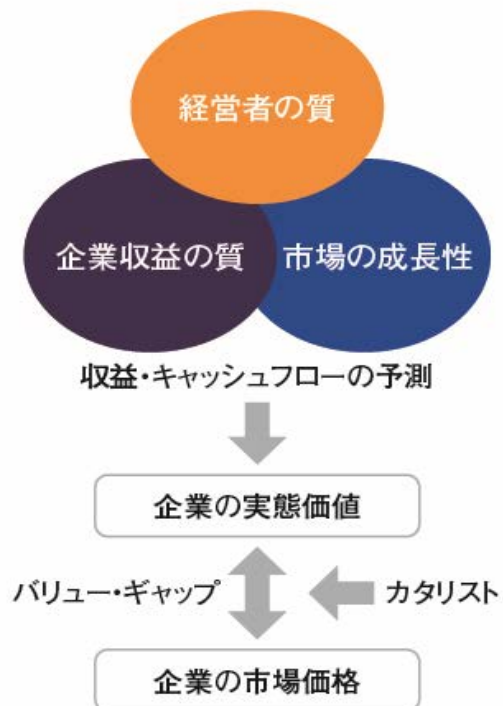
3つの着眼点から企業の実態価値を計測

Step 3

実態価値と市場価格(株価)の差、
バリュー・ギャップを計測

バリュー・ギャップを埋める要因

- BRICsなど新興国の経済成長
- 新興国やオイルマネー等の新たな外国人投資家の台頭
- グローバルなブランド価値の認知



市場動向やファンドの資金動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

スパークス・アセット・マネジメント株式会社について

一貫した投資哲学と運用プロセスを実践する独立系運用会社です。

スパークスは、1989年の創業以来、株式市場を取り巻く環境がいかに厳しくとも「マクロはミクロの集積である」という投資哲学の下、ボトムアップ・リサーチを行っております。

親会社であるスパークス・グループ株式会社は旧JASDAQ市場(銘柄コード8739)に2001年12月に運用会社として初めて上場いたしました。

(2) 【ファンドの沿革】

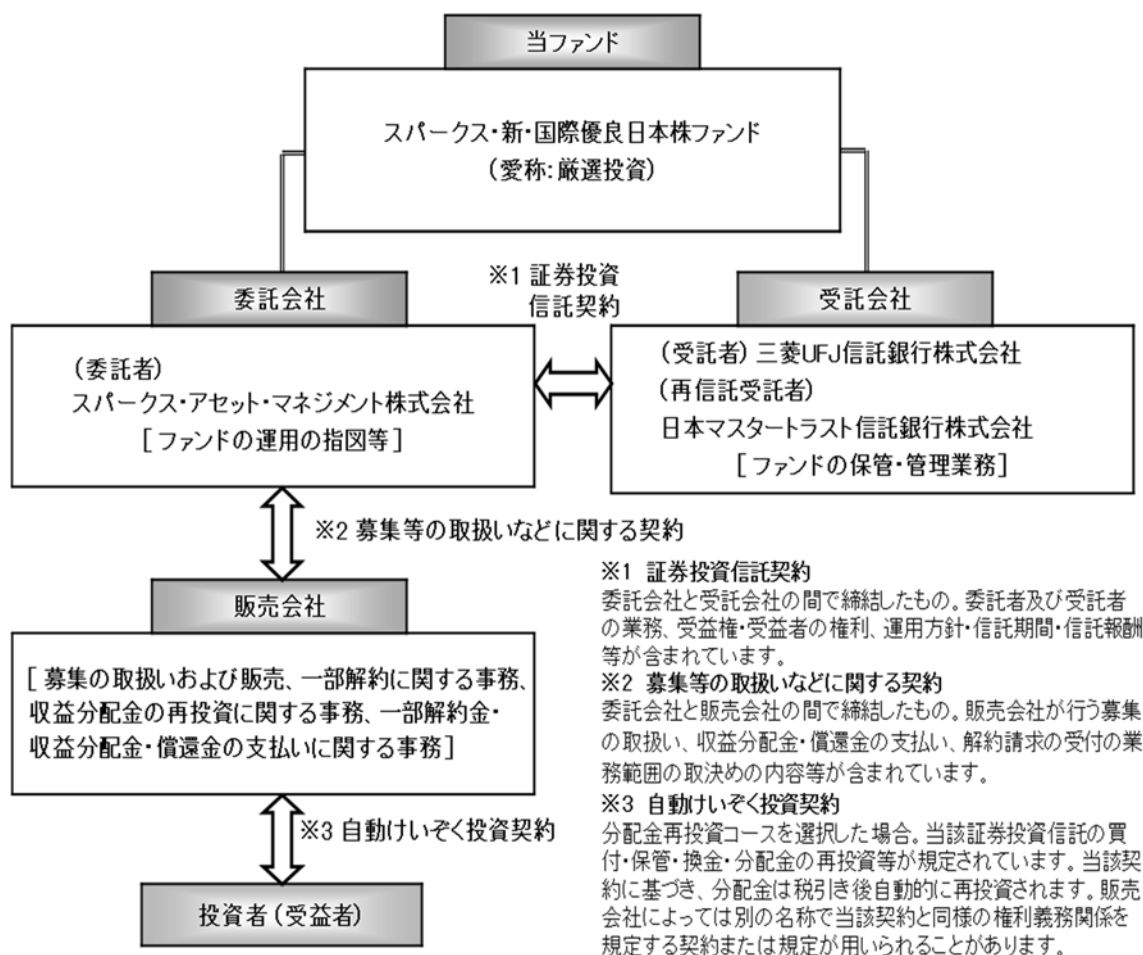
2008年3月28日 信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始

2015年6月27日 信託期間終了日を2028年3月27日に変更（当初は2018年3月27日まで）

2023年6月24日 信託期間終了日を2045年3月27日に変更

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの関係法人



委託会社の概況

a. 資本金 25億円（2024年9月末日現在）

b. 会社の沿革

2006年 4月 持株会社への移行に伴い、スパークス・アセット・マネジメント投信株式
会社の子会社として、スパークス分割準備株式会社を設立。

2006年 10月 商号をスパークス・アセット・マネジメント株式会社に変更。
投資顧問業及び投資一任契約に係る業務並びに投資信託委託業をスパークス・アセット・マネジメント投信株式会社（現スパークス・グループ株式会社）より会社分割により承継。

2010年 7月 スパークス証券株式会社を吸収合併し、第一種金融商品取引業を開始。

c. 大株主の状況（2024年9月末日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数	所有比率
スパークス・グループ株式会社	東京都港区港南一丁目2番70号 品川シーズンテラス	50,000株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

- ・当ファンドは、投資信託財産の中長期的な成長を目標に積極的な運用を行います。
- ・主として、わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している株式の中から、高い技術力やブランド力があり、今後グローバルでの活躍が期待出来る日本企業に投資いたします。
- ・ベンチマークは設けず20銘柄程度に厳選投資を行い、原則として短期的な売買は行わず長期保有することを基本とします。
- ・株式の組入比率は信託財産総額の50%超を基本とし、原則として高位を維持します。また、株式以外の資産への投資は、原則として、信託財産総額の50%以下とします。
- ・市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

主としてわが国の株式を主要投資対象とします。詳しい投資対象は以下の通りです。（約款第14条）

1．この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定める先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引の運用指図に限ります。）

ハ．金銭債権

ニ．約束手形

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

投資対象とする有価証券は以下の通りです。（約款第15条第1項）

1．株券または新株引受権証券

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券

5．社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株予約権証券を除きます。）

6．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で

定めるものをいいます。)

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株予約権証券(分離型新株予約権付社債券の新株予約権証券を含みます。以下同じ。)
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.から上記11.の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で上記21.の有価証券の性質を有するもの

なお、上記1.の証券または証書、上記12.ならびに上記17.の証券または証書のうち上記1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2.から上記6.までの証券および上記12.ならびに上記17.の証券または証書のうち上記2.から上記6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記13.の証券および上記14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品(約款第15条第2項)

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの

６．外国の者に対する権利で上記５．の権利の性質を有するもの

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記１.から上記６.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他の投資対象

１．先物取引等の運用指図（約款第21条）

イ．委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、もしくは信託財産において投資を予定している有価証券を一時的に代替するため、有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。

ロ．委託会社は、金利に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

２．スワップ取引の運用指図（約款第22条）

イ．委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、もしくは信託財産において投資を予定している有価証券を一時的に代替するため、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で評価するものとします。

ニ．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

３．金利先渡取引の運用指図（約款第23条）

イ．委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、もしくは信託財産において投資を予定している有価証券を一時的に代替するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ロ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ．金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で

評価するものとします。

二、委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(3) 【運用体制】

ファンドの運用体制（2024年9月末日現在）

運用調査部門	
・ 日本株式ロング・ショート投資戦略	・ 日本株式マーケット・ニュートラル投資戦略
・ 日本株式長期厳選投資戦略	・ OneAsia 投資戦略
・ 日本株式中小型投資戦略	
ファンドマネージャー兼アナリスト 11名 アナリスト 6名	
共有のリサーチ・プラットフォーム 24名	
トレーディング室 トレーダー 3名	

当社においては、創業以来「マクロはミクロの集積である。」との一貫した投資哲学の下、運用調査の担当者自身が個々の企業に対して経営者との面談を含む深度ある調査を積み重ねています。その知見と経験に基づく個々の企業の投資価値に対する高い評価能力が、当ファンドの銘柄選択と投資判断を支えております。調査結果及びその分析と評価等は、運用調査に携わるファンド・マネージャーとアナリストが共有し、その内容を検討し、調査や評価の手法と能力の向上にチームとして取組み、個人の力量に過度に依存しない安定的な運用体制の維持に努めております。従って、当社が運用するファンドの投資判断を担うためには、その基盤となる調査や評価について当社固有の知見や手法を会得する必要があるとあり、ファンド・マネージャーには、他社における運用経験だけでは不十分であり、当社での十分な調査経験が必要とされます。

当ファンドは、下記のチーフ・インベストメント・オフィサー（以下、「CIO」といいます。）のもと、当ファンドの担当ファンド・マネージャーが日々の具体的な運用を担当します。

なお、2024年9月末日現在において、CIOのもと、運用調査に携わる人員数は17名、運用経験年数は総計約236年（平均約13年）、また当社での運用経験年数合計は、約200年（平均約11年）となっております。また、日本証券アナリスト保有者9名、米国証券アナリスト検定会員（CFA）保有者6名、海外MBA保有者3名となっております。

藤村 忠弘

チーフ・インベストメント・オフィサー（CIO）

日本証券アナリスト協会検定会員、米国証券アナリスト検定会員（CFA）

1986年に国内の投信委託会社に入社、米国留学等を経て、

1999年7月に当社入社以降、継続して日本株式の運用調査部門に所属。

運用経験年数：約34年（他社での運用経験：約9年、当社での運用経験：約25年）

意思決定プロセス

- a. ファンド・マネージャーは、C I Oのもと、チーム全体での調査活動等の成果を踏まえ、投資環境の分析、期待リターンとリスクの予測や当ファンドに対する設定や解約の動向分析などを実施し、当ファンドの約款等の定めを遵守して「運用計画書」を作成し、「投資政策委員会」（10～20名程度）での審議を求めます。
- b. 投資政策委員会は、当社取締役会で指名された者が主催し、各ファンド・マネージャーから提出された運用計画書をリスク管理部門、リーガル・コンプライアンス部門等の責任者と共に審議します。ファンド・マネージャーは、承認された運用計画書に基づき日々の具体的な投資活動を行います。投資政策委員会は原則として月2回開催される他、必要に応じ臨時に開催されます。
- c. 上記の意思決定プロセスは、当社取締役会が定めた「投資信託に係る運用管理」に係る規程及び「投資政策委員会」に係る規程に基づきます。投資政策委員会の運営状況は「コンプライアンス委員会」（10～20名程度）においても確認の上、取締役会に報告され、適正な業務運営の確保に努めております。

議決権の行使指図に関する基本的考え方

当ファンドは、主として個々の企業に対する調査を重視した銘柄選択と投資判断に基づく運用を行っており、当該企業の経営方針等に賛同できる企業を投資先として選定した場合には、会社提案に賛成の意思表示を行うのが通常ですが、指図に先立ち、全ての議案につき株主利益の向上に資するかを検証しております。なお、行使ガイドラインと運営プロセスは社内にて規則化されており、議決権の適切な行使に努めております。

委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

受託会社（再信託受託会社を含む）からは、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を定期的に受領して検証し、必要な場合には受託会社の運営体制を実査することとしております。

上記の（3）運用体制は、今後変更となる場合があります。

（4）【分配方針】

年1回の決算時(原則として3月27日、休業日の場合は翌営業日)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等は、収益分配を行わないこともあります。

留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運

用を行います。

上記の配分方針は将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

- * 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。「分配金再投資コース」をお申込の場合は、分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（５）【投資制限】

< 信託約款で定める投資制限 >

- 1) 株式への投資割合には制限を設けません。（約款 運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)
- 2) 外貨建資産への投資は行いません。（約款 運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)
- 3) 新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。（約款 運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)
- 4) 投資信託証券への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。（約款 運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)
- 5) 投資する株式等の範囲（約款第18条）

イ．委託会社が投資することを指図する株式および新株予約権証券は、金融商品取引所等に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所等に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式および新株予約権証券については、その限りではありません。

ロ．上記イ.にかかわらず、上場予定の株式および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

- 6) 同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款第19条）

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- 7) 信用取引の指図範囲（約款第20条）

イ．委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ロ．上記イ.の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ．信託財産の一部解約等の事由により、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産

総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

8) 先物取引等の運用指図(約款第21条)

イ. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、もしくは信託財産において投資を予定している有価証券を一時的に代替するため、有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。

ロ. 委託会社は、金利に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

9) スワップ取引の運用指図(約款第22条)

イ. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、もしくは信託財産において投資を予定している有価証券を一時的に代替するため、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で評価するものとします。

ニ. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

10) 金利先渡取引の運用指図(約款第23条)

イ. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、もしくは信託財産において投資を予定している有価証券を一時的に代替するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ロ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ. 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

11) 有価証券の貸付けの指図および範囲(約款第24条)

- イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
- a．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- b．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ロ．上記イ．a．およびb．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ハ．委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

12) 有価証券の空売りの指図範囲（約款第25条）

- イ．委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、信託財産において有しない有価証券または13)の規定により借入れた有価証券を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ロ．上記イ．の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ．信託財産の一部解約等の事由により上記ロ．の売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

13) 有価証券の借入れ（約款第26条）

- イ．委託会社は、上記12)の売付けの指図のため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- ロ．上記イ．の借入れの指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ．信託財産の一部解約等の事由により上記ロ．の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ニ．上記イ．の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

14) 資金の借入れ（約款第32条）

- イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

ハ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

二．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

15) デリバティブ取引等の投資制限（約款 運用の基本方針（3）投資制限）

金融商品取引法第2条第20項に定める取引（以下、「デリバティブ取引」といいます。）については、ヘッジ目的に限定して行うものとし、一般社団法人投資信託協会の規則の定めに従い、デリバティブ取引等（デリバティブ取引および新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）の残高に係る想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。

16) 信用リスク集中回避のための投資制限（約款 運用の基本方針（3）投資制限）

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対するエクスポージャーは、信託財産の純資産総額の35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

< 法令で定める投資制限 >

1) デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

2) 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

3) 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第

8号の2)

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを内容とした指図を行わないものとします。

上記を管理する方法として、一般社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則 信用リスク集中回避のための投資制限」において規定される一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととされています。

しかしながら、当ファンドにおいては、一般社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則 信用リスク集中回避のための投資制限の例外」を適用して特化型運用を行うこととし、一般社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則 信用リスク集中回避のための投資制限」において規定される一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とするところを35%以内と読み替えて運用を行います。

3【投資リスク】

基準価額の変動要因

当ファンドは、主として国内の株式などの値動きのある有価証券に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。従って、投資者の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。従って、預金保険の対象外です。また、登録金融機関による販売の場合は投資者保護基金の支払いの対象ではありません。

(1) 株価変動リスク

一般に株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況、国内および国際的な政治・経済情勢等に応じて変動します。従って、当ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があり、これらの価格変動または流動性に予想外の変動があった場合、重大な損失が生じる場合があります。

(2) 集中投資のリスク

当ファンドは、分散投資を行う一般的な投資信託とは異なり、銘柄を絞り込んだ運用を行うため、市場動向にかかわらず基準価額の変動は非常に大きくなる可能性があります。

(3) 信用リスク

- ・組入れられる株式や債券等の有価証券やコマーシャル・ペーパー等短期金融商品は、発行体に債務不履行が発生あるいは懸念される場合には価格が下がることがあり、また、投資資金を回収できなくなることがあります。
- ・当ファンドは、ベンチマーク等を意識せず、弊社独自の調査活動を通じて厳選した少数の投資銘柄群に絞り込んで集中投資することとしているため、個別銘柄への投資において、当ファンドの純資産総額に対して10%を超えて集中投資することが想定されています。そのため、集中投資を行った投資銘柄において経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

(4) 中小型株式等への投資リスク

当ファンドは、中小型株式等へも投資します。こうした株式は、比較的新興であり、発行済株式時価総額が小さく、売買の少ない流動性の低い株式が少なくありません。その結果、こうした株式への投資はボラティリティ（価格変動率）が比較的高く、また流動性の高い株式に比べ、市況によっては大幅な安値で売却を余儀なくされる可能性があることから、より大きなリスクを伴います。

(5) 派生商品取引のリスク

当ファンドは先物取引などの派生商品に投資することがあります。これらの運用手法は、価格変動リスクを回避する目的もしくは信託財産において投資を予定している有価証券を一時的に代替する目的で用いられることがあります。実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

(6) 一部解約による資金流出等に伴うリスク

当ファンドの一部解約による資金流出に伴い、基準価額が影響を受ける場合があります。大量の解約があった場合、解約代金を手当てするため保有有価証券を売却しなければならないことがあります。その際には市場動向や取引量等の状況によって、基準価額が大きく変動することがあります。

(7) 運用制限に伴うリスク

当ファンドの運用は、規制上または社内方針等により売買を制限されることがあります。委託会社またはその関連会社（以下「委託会社グループ」）が投資を行っている（検討している場合を含む）銘柄も含め、特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また委託会社グループが行う投資または他の運用業務に関連して、当ファンドにおいて投資にかかる売買を制限されることがあります。したがって、これらにより当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。

< その他の留意事項 >

● システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により閉鎖されることがあります。このような場合、一時的に換金等ができないこともあります。また、これらにより、一時的にファンドの運用方針に基づく運用ができなくなるリスクなどもあります。

● 法令・税法・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税法・会計方針などは、今後変更される場合があります。

● 購入・換金申込等に関する留意点

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込受付を中止することができます。

基準価額の変動要因（投資リスク）は、上記に限定されるものではありません。

< その他の留意点 >

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。収益分配の支払いは、信託財産から行われます。従って純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。こ

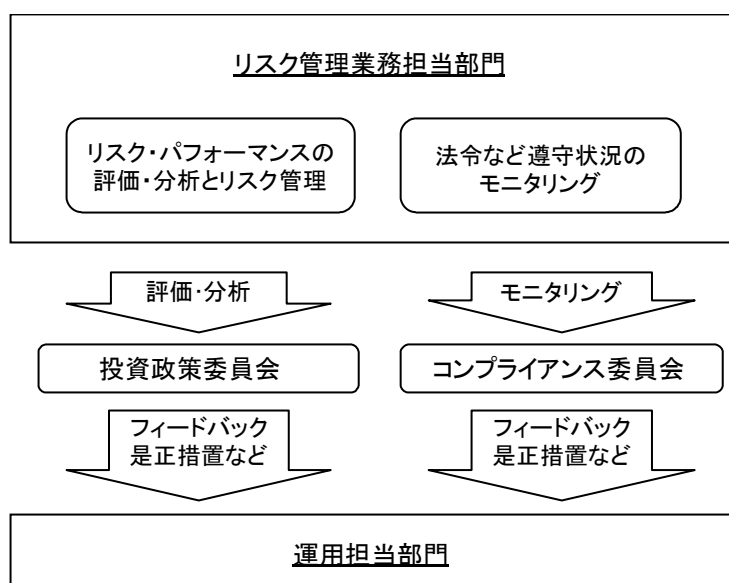
れにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

< リスクの管理体制 >

委託会社では、投資リスクを適切に管理するため、運用部門ではファンドの特性に沿ったリスク範囲内で運用を行うよう留意しています。また、運用部門から独立した管理担当部門によりモニタリング等のリスク管理を行っています。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。



上記のリスク管理体制は、2024年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

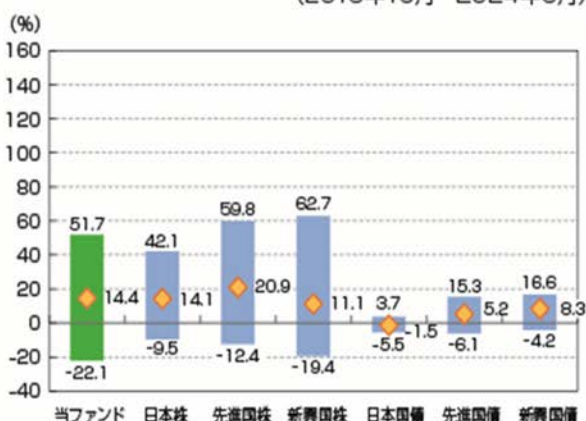
参考情報

■当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移 (2019年10月～2024年9月)



※上記グラフは、2019年10月～2024年9月の5年間の各月末における分配金再投資基準価額の直近1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

■当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較 (2019年10月～2024年9月)



※上記グラフは、2019年10月～2024年9月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、当ファンドと代表的な資産クラスの騰落率を定量的に比較できるように作成しています。当ファンドについては、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>

日本株：東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

東証株価指数 (TOPIX) は、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。TOPIXは、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」といいます。) の知的財産であり、JPXはTOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円換算ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

日本国債：NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社 (以下「NFR」といいます。) が公表している指数で、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、NFRおよびその許諾者に帰属します。NFRは、ファンドの運用成果等に関し、一切責任ありません。

先進国債：FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

新興国債：FTSE新興国市場国債インデックス (円ベース)

FTSE新興国市場国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

※上記指数はファクトセットより取得しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

購入申込受付日の基準価額に3.3%(税抜3.0%)を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

申込手数料は、商品の説明、販売の事務等の対価として販売会社が受け取るものです。

ファンドの申込手数料等の詳細については、下記の委託会社の照会先または販売会社までお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

スパークス・アセット・マネジメント株式会社
〔ホームページ〕 <https://www.sparx.co.jp/>
〔電話番号〕 03-6711-9200
(受付時間：営業日の9:00～17:00)

(2)【換金(解約)手数料】

換金(解約)時の手数料はありません。

ただし、換金(解約)時に換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額(当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額)が差し引かれます。

信託財産留保額とは、解約に伴う資産売却などに対応するコストを換金時にご負担いただくものです。信託財産留保額は、ファンドに留保されるものであり、これにより、換金した受益者と保有を継続される受益者との公平性を図るものです。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年率1.804%(税抜1.64%)を乗じて得た額とします。

運用管理費用(信託報酬) = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

信託報酬に係る委託会社、販売会社および受託会社間の配分は次の通りです。

(内訳：税抜)

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.90%	年率0.70%	年率0.04%

< 支払先の役務の内容 >

委託会社	販売会社	受託会社
ファンドの運用、開示書類等の作成、基準価額の算出等の対価	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価

信託報酬は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。また信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。

信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行なうファンドの募集・販売の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬はファンドから受託会社に対して支弁されます。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理等に関する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、その都度、信託財産中から支弁します。

上記 の経費のほか、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし信託財産中から支弁することができます。

- 1) 振替受益権にかかる費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
- 2) 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正も含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
- 3) 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、販売用資料、商品内容説明資料の作成、印刷および交付に係る費用
- 4) 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
- 5) 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
- 6) この信託の受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- 7) この信託の法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
- 8) 会計監査費用（ 会計監査費用は、ファンドの監査人に対する報酬および費用です。 ）

なお、委託会社は、上記 の諸費用の支払いを信託財産のために行い、その金額を合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額に年率0.11%（税抜0.10%）を乗じて得た金額を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際の金額のいかんにかかわらず、信託財産より受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期間中に、随時、上記の料率の範囲内で諸費用の年率を見直して、それを変更することができます。

上記 の諸費用は、計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、かかる諸費用ならびに当該諸費用に対する消費税および地方消費税相当額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

『その他の手数料等』は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を表示することができません。

- () 投資者の皆さまからご負担いただく上記手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

確定拠出年金制度の加入者等については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用となります。

原則として配当控除の適用が可能です。

個人、法人別の課税について

1）個人の受益者に対する課税

・収益分配金に対する課税

2037年12月31日までは20.315%（所得税および復興特別所得税15.315%および地方税5%）となります。2038年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

・解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益は譲渡所得とみなされ、譲渡益については、申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です）。その税率は、2037年12月31日までは20.315%（所得税および復興特別所得税15.315%および地方税5%）となります。2038年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

解約時および償還時の差損については、確定申告等により上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限り、）との通算が可能です。

また、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得および譲渡所得等との損益通算も可能です。

2）法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額について2037年12月31日までは15.315%（所得税および復興特別所得税15.315%）となります。2038年1月1日以降は15%（所得税15%）となる予定です。個別元本について

- 1）追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3）各受益権毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても、複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4）受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該

元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

分配金の課税について

追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が分配金を受取る際、a）当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該分配金の金額が普通分配金となり、b）当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、分配金の範囲内で、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<ご参考>

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税及び地方税はかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者等については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用となります。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は、2024年9月末日現在のものです。

法人の場合は上記とは異なります。

税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.81%	1.80%	0.01%

（比率は年率、表示桁数未満四捨五入）

※対象期間：2023年3月28日～2024年3月27日

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。）を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した総経費率（年率）です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

5【運用状況】

以下は2024年9月30日現在の状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資比率の内訳と合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	224,723,888,340	97.72
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		5,251,655,796	2.28
合計(純資産総額)		229,975,544,136	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】（全銘柄）

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	上段：簿価単価 (円) 下段：評価単価 (円)	上段：簿価金額 (円) 下段：評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	15,131,700	2,105.91 2,147.00	31,866,049,078 32,487,759,900	14.13
2	日本	株式	オリックス	その他金融業	7,675,400	3,374.77 3,318.00	25,902,717,563 25,466,977,200	11.07
3	日本	株式	日立製作所	電気機器	5,526,800	2,804.00 3,781.00	15,497,147,200 20,896,830,800	9.09
4	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	5,468,000	2,648.24 2,777.50	14,480,586,226 15,187,370,000	6.60
5	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	1,735,500	6,683.00 8,705.00	11,598,346,500 15,107,527,500	6.57
6	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	9,046,800	1,570.96 1,453.50	14,212,160,928 13,149,523,800	5.72
7	日本	株式	信越化学工業	化学	2,074,000	6,733.09 5,977.00	13,964,440,378 12,396,298,000	5.39
8	日本	株式	三菱商事	卸売業	4,062,400	3,538.00 2,952.50	14,372,771,200 11,994,236,000	5.22
9	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	2,200,600	4,760.00 5,231.00	10,474,856,000 11,511,338,600	5.01
10	日本	株式	ルネサスエレクトロニクス	電気機器	4,526,600	2,617.91 2,079.00	11,850,247,630 9,410,801,400	4.09
11	日本	株式	MS&ADインシュアランスグループホールディングス	保険業	2,698,700	2,724.33 3,330.00	7,352,149,371 8,986,671,000	3.91

12	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	346,200	39,510.00 25,290.00	13,678,362,000 8,755,398,000	3.81
13	日本	株式	S O M P Oホールディングス	保険業	2,444,700	3,242.94 3,201.00	7,928,015,418 7,825,484,700	3.40
14	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	135,200	46,930.00 47,420.00	6,344,936,000 6,411,184,000	2.79
15	日本	株式	キーエンス	電気機器	93,100	70,500.00 68,360.00	6,563,550,000 6,364,316,000	2.77
16	日本	株式	ロート製薬	医薬品	1,485,100	3,090.00 3,572.00	4,588,959,000 5,304,777,200	2.31
17	日本	株式	ダイキン工業	機械	251,100	20,722.19 20,075.00	5,203,341,909 5,040,832,500	2.19
18	日本	株式	ソシオネクスト	電気機器	1,148,100	4,277.00 2,836.00	4,910,423,700 3,256,011,600	1.42
19	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	317,000	10,473.31 8,427.00	3,320,040,075 2,671,359,000	1.16
20	日本	株式	日本取引所グループ	その他金融業	839,000	2,097.50 1,855.50	1,759,802,500 1,556,764,500	0.68
21	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	6,419,800	184.00 146.80	1,181,243,200 942,426,640	0.41

種類別及び業種別投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	電気機器	27.77
		小売業	16.91
		保険業	12.32
		その他金融業	11.75
		サービス業	6.57
		銀行業	5.72
		化学	5.39
		卸売業	5.22
		医薬品	2.31
		機械	2.19
		情報・通信業	1.57
合計			97.72

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

期	年月日	純資産総額(円) (分配落)	純資産総額(円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
1期	(2009年3月27日)	707,325,816	707,325,816	0.8318	0.8318
2期	(2010年3月29日)	826,239,047	826,239,047	1.0286	1.0286
3期	(2011年3月28日)	665,229,732	665,229,732	0.9587	0.9587
4期	(2012年3月27日)	676,087,713	676,087,713	0.9756	0.9756
5期	(2013年3月27日)	893,017,940	893,017,940	1.3319	1.3319
6期	(2014年3月27日)	1,012,712,993	1,042,071,248	1.7247	1.7747
7期	(2015年3月27日)	3,031,150,581	3,093,091,272	2.4468	2.4968
8期	(2016年3月28日)	81,166,100,354	82,844,925,936	2.4173	2.4673
9期	(2017年3月27日)	74,779,823,600	76,172,757,747	2.6843	2.7343
10期	(2018年3月27日)	89,694,257,886	91,071,323,444	3.2567	3.3067
11期	(2019年3月27日)	128,773,689,944	130,622,026,392	3.4835	3.5335
12期	(2020年3月27日)	83,855,072,647	85,204,673,315	3.1067	3.1567
13期	(2021年3月29日)	106,441,691,958	107,619,700,077	4.5179	4.5679
14期	(2022年3月28日)	133,906,356,924	135,499,685,059	4.2021	4.2521
15期	(2023年3月27日)	141,767,882,798	143,560,156,361	3.9550	4.0050
16期	(2024年3月27日)	220,280,928,304	222,431,268,581	6.1464	6.2064
	2023年9月末日	173,476,311,338	—	4.7770	—
	2023年10月末日	171,792,133,585	—	4.6773	—
	2023年11月末日	180,832,876,638	—	4.9404	—
	2023年12月末日	181,151,650,063	—	4.9662	—
	2024年1月末日	195,835,127,825	—	5.3900	—
	2024年2月末日	211,682,339,074	—	5.8665	—
	2024年3月末日	221,379,468,522	—	6.1307	—
	2024年4月末日	220,853,751,624	—	6.0905	—
	2024年5月末日	227,439,595,955	—	6.2688	—
	2024年6月末日	236,360,919,980	—	6.4990	—
	2024年7月末日	230,973,700,975	—	6.3291	—
	2024年8月末日	233,893,899,702	—	6.3168	—
	2024年9月末日	229,975,544,136	—	6.1815	—

【分配の推移】

期	計算期間		1口当たりの分配金 (円)
1期	自 2008年3月28日	至 2009年3月27日	0.0000
2期	自 2009年3月28日	至 2010年3月29日	0.0000
3期	自 2010年3月30日	至 2011年3月28日	0.0000
4期	自 2011年3月29日	至 2012年3月27日	0.0000
5期	自 2012年3月28日	至 2013年3月27日	0.0000
6期	自 2013年3月28日	至 2014年3月27日	0.0500
7期	自 2014年3月28日	至 2015年3月27日	0.0500
8期	自 2015年3月28日	至 2016年3月28日	0.0500
9期	自 2016年3月29日	至 2017年3月27日	0.0500
10期	自 2017年3月28日	至 2018年3月27日	0.0500
11期	自 2018年3月28日	至 2019年3月27日	0.0500
12期	自 2019年3月28日	至 2020年3月27日	0.0500
13期	自 2020年3月28日	至 2021年3月29日	0.0500
14期	自 2021年3月30日	至 2022年3月28日	0.0500
15期	自 2022年3月29日	至 2023年3月27日	0.0500
16期	自 2023年3月28日	至 2024年3月27日	0.0600

【収益率の推移】

期	計算期間	前期末 1口当たり純資産 (分配落)円	当期末 1口当たり純資産 (分配付)円	収益率 %
1期	自 2008年3月28日 至 2009年3月27日	1.0000	0.8318	16.82
2期	自 2009年3月28日 至 2010年3月29日	0.8318	1.0286	23.66
3期	自 2010年3月30日 至 2011年3月28日	1.0286	0.9587	6.80
4期	自 2011年3月29日 至 2012年3月27日	0.9587	0.9756	1.76
5期	自 2012年3月28日 至 2013年3月27日	0.9756	1.3319	36.52
6期	自 2013年3月28日 至 2014年3月27日	1.3319	1.7747	33.25
7期	自 2014年3月28日 至 2015年3月27日	1.7247	2.4968	44.77
8期	自 2015年3月28日 至 2016年3月28日	2.4468	2.4673	0.84
9期	自 2016年3月29日 至 2017年3月27日	2.4173	2.7343	13.11
10期	自 2017年3月28日 至 2018年3月27日	2.6843	3.3067	23.19
11期	自 2018年3月28日 至 2019年3月27日	3.2567	3.5335	8.50
12期	自 2019年3月28日 至 2020年3月27日	3.4835	3.1567	9.38
13期	自 2020年3月28日 至 2021年3月29日	3.1067	4.5679	47.03
14期	自 2021年3月30日 至 2022年3月28日	4.5179	4.2521	5.88
15期	自 2022年3月29日 至 2023年3月27日	4.2021	4.0050	4.69
16期	自 2023年3月28日 至 2024年3月27日	3.9550	6.2064	56.93
17期 (中間期)	自 2024年3月28日 至 2024年9月27日	6.1464	6.4390	4.76

(注) 収益率は、計算期間末の1口当たり純資産額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の1口当たり純資産額(分配落の額。以下「前期末純資産額」という。)を控除した額を前期末純資産額で除して得た数に100を乗じて得た数字です。分配金は課税前のものです。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間		設定口数 (口)	解約口数 (口)
1期	自 2008年3月28日	至 2009年3月27日	1,061,313,824	210,936,770
2期	自 2009年3月28日	至 2010年3月29日	59,389,043	106,528,260
3期	自 2010年3月30日	至 2011年3月28日	62,366,507	171,719,659
4期	自 2011年3月29日	至 2012年3月27日	61,662,287	62,515,170
5期	自 2012年3月28日	至 2013年3月27日	148,710,087	171,268,412
6期	自 2013年3月28日	至 2014年3月27日	482,214,867	565,523,225
7期	自 2014年3月28日	至 2015年3月27日	1,355,401,602	703,752,899
8期	自 2015年3月28日	至 2016年3月28日	36,404,498,716	4,066,800,883
9期	自 2016年3月29日	至 2017年3月27日	10,712,654,797	16,430,483,509
10期	自 2017年3月28日	至 2018年3月27日	12,388,180,327	12,705,552,100
11期	自 2018年3月28日	至 2019年3月27日	18,613,309,498	9,187,891,690
12期	自 2019年3月28日	至 2020年3月27日	7,942,864,077	17,917,579,690
13期	自 2020年3月28日	至 2021年3月29日	7,903,146,536	11,334,997,508
14期	自 2021年3月30日	至 2022年3月28日	13,151,587,219	4,845,186,910
15期	自 2022年3月29日	至 2023年3月27日	8,869,029,546	4,890,120,988
16期	自 2023年3月28日	至 2024年3月27日	8,700,225,866	8,706,692,504
17期 (中間期)	自 2024年3月28日	至 2024年9月27日	4,746,705,009	3,391,484,655

(注1) 本邦外における設定および解約の実績はありません。

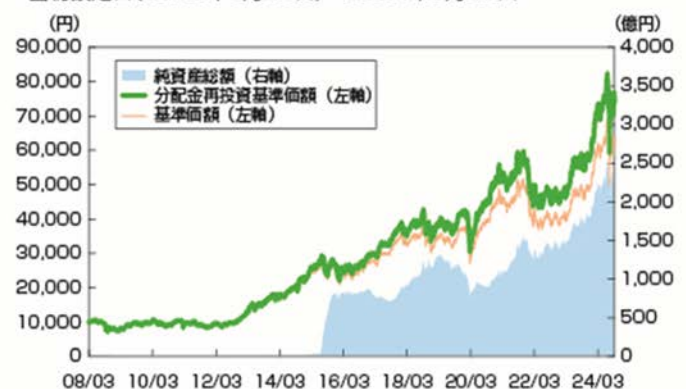
(注2) 設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

(2024年9月30日現在)

基準価額・純資産総額の推移、分配の推移

■基準価額・純資産総額の推移

当初設定日(2008年3月28日)～2024年9月30日



※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、税引前の分配金を再投資したものと計算したものです。

■基準価額と純資産総額

基準価額(1万口当たり)	61,815円
純資産総額	2,299.8億円

■分配の推移(1万口当たり、税引前)

2024年3月	600円
2023年3月	500円
2022年3月	500円
2021年3月	500円
2020年3月	500円
設定来累計	5,600円

※直近5期分の分配実績を記載しております。

主要な資産の状況

■資産配分

資産の種類	比率
株式	97.7%
キャッシュ等	2.3%

■組入上位10銘柄

	銘柄名	業種	比率
1	セブン&アイホールディングス	小売業	14.1%
2	オリックス	その他金融業	11.1%
3	日立製作所	電気機器	9.1%
4	ソニーグループ	電気機器	6.6%
5	リクルートホールディングス	サービス業	6.6%
6	三菱UFJフィナンシャルグループ	銀行業	5.7%
7	信越化学工業	化学	5.4%
8	三菱商事	卸売業	5.2%
9	東京海上ホールディングス	保険業	5.0%
10	ルネサスエレクトロニクス	電気機器	4.1%

■組入上位10業種

	業種	比率
1	電気機器	27.8%
2	小売業	16.9%
3	保険業	12.3%
4	その他金融業	11.8%
5	サービス業	6.6%
6	銀行業	5.7%
7	化学	5.4%
8	卸売業	5.2%
9	医薬品	2.3%
10	機械	2.2%

※比率はファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

年間収益率の推移



※年間収益率は税引前の分配金を再投資したものと計算したものです。

※2024年は1月1日から9月末までの収益率を表示しています。

※当ファンドにベンチマークはありません。

※上記の運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を予想あるいは保証するものではありません。

※最新の運用実績については別途開示しており、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1)原則として、申込期間中において販売会社所定の手続きに従って購入申込を行うものとします。

購入単位は販売会社が別に定める単位とします。

収益の分配時に、分配金を受取る「分配金受取コース」と税引き後の分配金を無手数料で再投資する「分配金再投資コース」の2つのコースがあります。ただし、販売会社によっては、どちらか1つのコースのみの取扱いの場合があります。詳しくは、販売会社までお問い合わせください。

確定拠出年金制度に基づく購入申込の場合には、確定拠出年金制度に係る手続きが必要となります。

(2)購入申込時限

ファンドの購入申込の受付は、原則として午後3時30分までに購入申込が行われ、かつ当該購入申込の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱いします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

(3)購入申込に係る制限

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入申込受付を中止することおよびすでに受け付けた購入申込受付を取り消すことができます。また、委託会社は、信託財産の安定した運用と受益者の公平性に資するため、受益権の購入申込に対して制限を設けることがあります。

(4)購入価額

購入申込受付日の基準価額とします。

(5)購入時手数料

購入申込受付日の基準価額に3.3%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。ただし、分配金を再投資する場合の購入時手数料は無手数料とします。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

(6)購入代金の支払い

販売会社が指定する期日までにお支払いください。

ファンドの申込（販売）手続等の詳細については、下記の委託会社の照会先または販売会社までお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

スパークス・アセット・マネジメント株式会社 〔ホームページ〕 https://www.sparx.co.jp/ 〔電話番号〕 03-6711-9200 (受付時間：営業日の9:00～17:00)

* 購入申込者は販売会社に、購入申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該購入申込の代金の支払いと

引き換えに、当該口座に当該購入申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託の都度、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

（1）原則として、販売会社所定の手続きに従って換金申込を行うものとします。

換金単位は、販売会社が別に定める単位とします。

詳しくは販売会社までお問い合わせください。

確定拠出年金制度に基づく換金申込の場合には、確定拠出年金制度に係る手続きに従います。

（2）換金申込時限

ファンドの換金申込の受付は、原則として午後3時30分までに換金申込が行われ、かつ当該換金申込の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

（3）換金価額

換金申込受付日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額とします。

信託財産留保額とは、解約に伴う資産売却などに対応するコストを換金時にご負担いただくものです。信託財産留保額は、ファンドに留保されるものであり、これにより、換金した受益者と保有を継続される受益者との公平性を図るものです。

（4）換金制限

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金申込の受付を中止することができます。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込には制限を設ける場合があります。

（5）換金（解約）手数料

換金（解約）時の手数料はありません。

（6）換金代金の支払い

原則として換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いするものとします。

ファンドの換金（解約）手続等の詳細については、下記の委託会社の照会先または販売会社までお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

スパークス・アセット・マネジメント株式会社
〔ホームページ〕 <https://www.sparx.co.jp/>
〔電話番号〕 03-6711-9200
(受付時間：営業日の9：00～17：00)

- * 換金申込を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価または一部償却原価法により評価（注）して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（注）主要な投資対象資産の評価方法の概要

株式：原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。

基準価額は便宜上1万口当たりで表示することがあります。なお、基準価額につきましては、下記の委託会社の照会先または販売会社までお問い合わせください。

< 委託会社の照会先 >

スパークス・アセット・マネジメント株式会社
〔ホームページ〕 <https://www.sparx.co.jp/>
〔電話番号〕 03-6711-9200
(受付時間：営業日の9：00～17：00)

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は、2008年3月28日から2045年3月27日までとします。

ただし、下記「(5) その他 a. 信託契約の終了（繰上償還）」に該当する場合は信託期間中において信託を終了することがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議の上、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

計算期間は、毎年3月28日から翌年3月27日とすることを原則とします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

a．信託契約の終了（繰上償還）

< 信託契約の解約 >

委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、この信託にかかる受益権の口数が20億口を下回ったとき、またはこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

委託会社は、上記の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知られたる受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

上記の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知られたる受益者が議決権を行使しないときは、当該知られたる受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

上記の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

上記から上記までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記から上記までに規定するこの信託契約を解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

< 信託契約に関する監督官庁の命令 >

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了します。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款の変更をしようとするときは、下記b.の規定に従います。

< 委託会社の登録取消等に伴う取扱い >

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

上記にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は下記b.に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。

< 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い >

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由が生じたときは、委託

会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、下記b.の規定に従い新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し信託を終了させます。

b. 信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本b.に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託会社は、上記の事項（上記の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知られたる受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

上記の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知られたる受益者が議決権を行使しないときは、当該知られたる受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

上記の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

上記から上記までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

上記から上記までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

c. 関係法人との契約更改等に関する手続き

販売会社との「募集・販売の取扱い等に関する契約」については、期間満了の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについ

てもこれと同様とします。

d．運用報告書

委託会社は、ファンドの計算期間終了後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などのうち、重要な事項を記載した「交付運用報告書」を作成し、原則として販売会社を通じて受益者へ交付します。

また、委託会社は、運用報告書（全体版）を作成し、次のアドレスに掲載します。

<https://www.sparx.co.jp/>

上記にかかわらず、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

e．反対者の買取請求権の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

f．他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

当ファンドの受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1．他の受益者の氏名または名称および住所
- 2．他の受益者が有する受益権の内容

g．公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.sparx.co.jp/>

なお、事故その他やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行うことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載することとします。

h．質権口記載又は記録の受益権の取り扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、ファンドの信託約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

i．委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

j．信託約款に関する疑義の取扱い

ファンドの信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託会社と受託会社の協議により定めず。

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を持分に应じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日(原則として計算期間終了日から起算して 5 営業日目まで)から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に支払いを開始するものとします。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から 5 年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。)を持分に应じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託会社の指定する日(原則として信託終了日から起算して 5 営業日目まで)から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)に支払いを開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から 10 年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前掲「第 2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」をご参照ください。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧

を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- 1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。
- 2) 財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、第16期計算期間(2023年3月28日から2024年3月27日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」(昭和32年大蔵省令第12号)第3条第1項に基づく監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年5月2日

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 市川 克也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているスパークス・新・国際優良日本株ファンドの2023年3月28日から2024年3月27日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スパークス・新・国際優良日本株ファンドの2024年3月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、スパークス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

スパークス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

1【財務諸表】
 スパークス・新・国際優良日本株ファンド
 (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第15期計算期間末 (2023年3月27日現在)	第16期計算期間末 (2024年3月27日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	166,382	409,385
コール・ローン	7,789,587,783	6,102,710,948
株式	138,306,047,130	218,680,199,350
未収入金	1,159,214,412	—
未収配当金	113,171,000	274,743,800
未収利息	—	1,671
流動資産合計	147,368,186,707	225,058,065,154
資産合計	147,368,186,707	225,058,065,154
負債の部		
流動負債		
未払金	2,440,084,213	—
未払収益分配金	1,792,273,563	2,150,340,277
未払解約金	88,320,844	925,729,163
未払受託者報酬	30,964,556	41,254,390
未払委託者報酬	1,238,582,040	1,650,175,443
未払利息	21,341	—
その他未払費用	10,057,352	9,637,577
流動負債合計	5,600,303,909	4,777,136,850
負債合計	5,600,303,909	4,777,136,850
純資産の部		
元本等		
元本	※1 35,845,471,260	※1 35,839,004,622
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	105,922,411,538	184,441,923,682
（分配準備積立金）	15,141,640,358	72,624,644,105
元本等合計	141,767,882,798	220,280,928,304
純資産合計	141,767,882,798	220,280,928,304
負債純資産合計	147,368,186,707	225,058,065,154

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第15期計算期間 自 2022年3月29日 至 2023年3月27日	第16期計算期間 自 2023年3月28日 至 2024年3月27日
営業収益		
受取配当金	2,074,738,160	3,279,222,124
受取利息	8	7,756
有価証券売買等損益	△5,590,275,498	81,220,197,761
その他収益	16,104	12,256
営業収益合計	△3,515,521,226	84,499,439,897
営業費用		
支払利息	8,992,073	4,711,487
受託者報酬	60,892,682	77,485,351
委託者報酬	2,435,707,008	3,099,413,901
その他費用	19,391,493	19,521,664
営業費用合計	2,524,983,256	3,201,132,403
営業利益又は営業損失（△）	△6,040,504,482	81,298,307,494
経常利益又は経常損失（△）	△6,040,504,482	81,298,307,494
当期純利益又は当期純損失（△）	△6,040,504,482	81,298,307,494
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△779,454,364	7,830,294,300
期首剰余金又は期首欠損金（△）	102,039,794,222	105,922,411,538
剰余金増加額又は欠損金減少額	26,373,911,491	33,600,619,097
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	26,373,911,491	33,600,619,097
剰余金減少額又は欠損金増加額	15,437,970,494	26,398,779,870
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	15,437,970,494	26,398,779,870
分配金	※1 1,792,273,563	※1 2,150,340,277
期末剰余金又は期末欠損金（△）	105,922,411,538	184,441,923,682

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第16期計算期間	
	自 2023年3月28日	至 2024年3月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)「株式」 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	(1)「受取配当金」 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日もしくは投資証券の権利落ち日において、確定配当金額もしくは確定収益分配金額、又は予想配当金額もしくは予想収益分配金額を計上しております。 (2)「有価証券売買等損益」 約定日基準で計上しております。	

(貸借対照表に関する注記)

区分	第15期計算期間末	第16期計算期間末
	(2023年3月27日現在)	(2024年3月27日現在)
1 計算期間末日における受益権の総数	35,845,471,260口	35,839,004,622口
2 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	3.9550円 (39,550円)	6.1464円 (61,464円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第15期計算期間 自 2022年3月29日 至 2023年3月27日			第16期計算期間 自 2023年3月28日 至 2024年3月27日		
1 分配金の計算過程 2023年3月27日における分配対象収益 107,714,685,101円のうち、1,792,273,563円 (1万口当たり500円)を分配しております。			1 分配金の計算過程 2024年3月27日における分配対象収益 186,592,263,959円のうち、2,150,340,277円 (1万口当たり600円)を分配しております。		
項目			項目		
費用控除後の配当 等収益額	A	- 円	費用控除後の配当 等収益額	A	2,798,666,446 円
費用控除後・繰越欠 損金補填後の有価 証券等損益額	B	- 円	費用控除後・繰越 欠損金補填後の有 価証券等損益額	B	60,054,085,164 円
収益調整金額	C	90,780,771,180 円	収益調整金額	C	111,817,279,577 円
分配準備積立金額	D	16,933,913,921 円	分配準備積立金額	D	11,922,232,772 円
当ファンドの分配 対象収益額 (A+B+C+D)	E	107,714,685,101 円	当ファンドの分配 対象収益額 (A+B+C+D)	E	186,592,263,959 円
当ファンドの期末 残存口数	F	35,845,471,260 口	当ファンドの期末 残存口数	F	35,839,004,622 口
10,000口当たり収 益分配対象額 (E/F×10,000)	G	30,049.73 円	10,000口当たり収 益分配対象額 (E/F×10,000)	G	52,064.01 円
10,000口当たり分 配金額	H	500.00 円	10,000口当たり分 配金額	H	600.00 円
収益分配金金額	I	1,792,273,563 円	収益分配金金額	I	2,150,340,277 円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

区分	第16期計算期間 自 2023年3月28日 至 2024年3月27日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドは、信託約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行っています。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	金融商品の内容 当ファンドの当計算期間において投資した金融商品の種類は、以下の通りであります。 ・有価証券 当ファンドが当計算期間の末日時点で保有する有価証券の詳細は、「(その他の注記) 2. 有価証券関係」の通りであります。 ・コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 金融商品に係るリスク 当ファンドは、以下のリスクを内包しております。 A) 市場リスク ・株価等変動リスク B) 流動性リスク C) 信用リスク
3. 金融商品に係るリスク管理体制	弊社では、上記2の に掲げるリスクを適切に管理するため、管理担当部門によりモニタリング等のリスク管理を行っています。 体制としては、リスク管理業務担当部門を中心として、リスク管理を行っています。また、リスク管理業務担当部門を中心として、随時レビューが行われる他、月次の投資政策委員会においてもレビューが行われます。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	当ファンドの時価の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

区分	第16期計算期間 自 2023年3月28日 至 2024年3月27日
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	当ファンドにおいて投資している金融商品は原則として全て時価評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額は生じておりません。
2. 時価の算定方法	有価証券 有価証券に該当する貸借対照表上の勘定科目、及びその時価の算定方法については、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 1. 有価証券の評価基準及び評価方法」の通りであります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 上記 以外のその他の科目については、帳簿価額を時価として評価しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第15期計算期間 自 2022年3月29日 至 2023年3月27日	第16期計算期間 自 2023年3月28日 至 2024年3月27日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

区分	第15期計算期間 自 2022年3月29日 至 2023年3月27日	第16期計算期間 自 2023年3月28日 至 2024年3月27日
期首元本額	31,866,562,702円	35,845,471,260円
期中追加設定元本額	8,869,029,546円	8,700,225,866円
期中一部解約元本額	4,890,120,988円	8,706,692,504円

2. 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	
	第15期計算期間末 (2023年3月27日現在)	第16期計算期間末 (2024年3月27日現在)
株式	1,164,958,973	70,834,068,319
資産合計	1,164,958,973	70,834,068,319

3. デリバティブ取引関係

第15期計算期間 自 2022年3月29日 至 2023年3月27日	第16期計算期間 自 2023年3月28日 至 2024年3月27日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式 (2024年3月27日現在)

銘柄 コード	銘柄名	株式数(株)	評価単価 (円)	評価金額(円)	備考
3382	セブン & アイ・ホールディングス	10,058,700	2,178.00	21,907,848,600	
4063	信越化学工業	1,866,600	6,819.00	12,728,345,400	
4527	ロート製薬	1,885,400	3,090.00	5,825,886,000	
6098	リクルートホールディングス	1,852,700	6,683.00	12,381,594,100	
6367	ダイキン工業	217,900	20,805.00	4,533,409,500	
6501	日立製作所	1,367,400	14,020.00	19,170,948,000	
6526	ソシオネクスト	1,421,000	4,277.00	6,077,617,000	
6723	ルネサスエレクトロニクス	2,513,100	2,664.50	6,696,154,950	
6758	ソニーグループ	1,064,100	13,205.00	14,051,440,500	
6861	キーエンス	94,500	70,500.00	6,662,250,000	
7733	オリンパス	1,518,300	2,185.00	3,317,485,500	
8035	東京エレクトロン	356,000	39,510.00	14,065,560,000	
8058	三菱商事	4,530,700	3,538.00	16,029,616,600	
8113	ユニ・チャーム	462,100	4,863.00	2,247,192,300	
8306	三菱UFJフィナンシャル・グループ	9,069,700	1,571.00	14,248,498,700	
8591	オリックス	5,396,800	3,373.00	18,203,406,400	
8630	S O M P Oホールディングス	871,100	9,730.00	8,475,803,000	
8697	日本取引所グループ	444,400	4,195.00	1,864,258,000	
8725	M S & A Dインシュアランスグループ ホールディングス	1,126,600	8,173.00	9,207,701,800	
8766	東京海上ホールディングス	2,646,500	4,760.00	12,597,340,000	
9432	日本電信電話	7,557,500	184.00	1,390,580,000	
9983	ファーストリテイリング	149,100	46,930.00	6,997,263,000	
合 計		56,470,200		218,680,199,350	

(2) 株式以外の有価証券(2024年3月27日現在)

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(その他の注記)3. デリバティブ取引関係」に記載することとしています。

【中間財務諸表】

- 1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。
- 2) 中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、第17期中間計算期間(2024年3月28日から2024年9月27日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」(昭和32年大蔵省令第12号)第3条第1項に基づく中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月8日

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫻井 雄一郎

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているスパークス・新・国際優良日本株ファンドの2024年3月28日から2024年9月27日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、スパークス・新・国際優良日本株ファンドの2024年9月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年3月28日から2024年9月27日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、スパークス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

スパークス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

中間財務諸表
 スパークス・新・国際優良日本株ファンド
 (1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第16期計算期間末 (2024年3月27日現在)	第17期中間計算期間末 (2024年9月27日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	409,385	678,108
コール・ローン	6,102,710,948	5,588,812,092
株式	218,680,199,350	234,251,206,840
未収入金	—	251,230,049
未収配当金	274,743,800	2,065,614,440
未収利息	1,671	16,842
流動資産合計	225,058,065,154	242,157,558,371
資産合計	225,058,065,154	242,157,558,371
負債の部		
流動負債		
未払金	—	94,731,618
未払収益分配金	2,150,340,277	—
未払解約金	925,729,163	514,013,996
未払受託者報酬	41,254,390	49,886,955
未払委託者報酬	1,650,175,443	1,995,478,089
その他未払費用	9,637,577	9,428,050
流動負債合計	4,777,136,850	2,663,538,708
負債合計	4,777,136,850	2,663,538,708
純資産の部		
元本等		
元本	※1 35,839,004,622	※1 37,194,224,976
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	184,441,923,682	202,299,794,687
（分配準備積立金）	72,624,644,105	66,215,373,765
元本等合計	220,280,928,304	239,494,019,663
純資産合計	220,280,928,304	239,494,019,663
負債純資産合計	225,058,065,154	242,157,558,371

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第16期中間計算期間 自 2023年3月28日 至 2023年9月27日	第17期中間計算期間 自 2024年3月28日 至 2024年9月27日
営業収益		
受取配当金	1,612,335,834	3,731,601,330
受取利息	4	1,105,172
有価証券売買等損益	32,481,765,058	9,470,897,052
その他収益	8,642	4,900
営業収益合計	34,094,109,538	13,203,608,454
営業費用		
支払利息	2,775,984	—
受託者報酬	36,230,961	49,886,955
委託者報酬	1,449,238,458	1,995,478,089
その他費用	9,873,107	9,428,050
営業費用合計	1,498,118,510	2,054,793,094
営業利益又は営業損失（△）	32,595,991,028	11,148,815,360
経常利益又は経常損失（△）	32,595,991,028	11,148,815,360
中間純利益又は中間純損失（△）	32,595,991,028	11,148,815,360
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	2,835,742,076	122,806,313
期首剰余金又は期首欠損金（△）	105,922,411,538	184,441,923,682
剰余金増加額又は欠損金減少額	17,709,220,867	24,222,469,166
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	17,709,220,867	24,222,469,166
剰余金減少額又は欠損金増加額	13,570,242,402	17,390,607,208
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	13,570,242,402	17,390,607,208
分配金	—	—
中間剰余金又は中間欠損金（△）	139,821,638,955	202,299,794,687

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第17期中間計算期間	
	自 2024年3月28日	至 2024年9月27日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	「株式」 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	
2. 収益及び費用の計上基準	(1)「受取配当金」 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日もしくは投資証券の権利落ち日において、確定配当金額もしくは確定収益分配金額、又は予想配当金額もしくは予想収益分配金額を計上しております。 (2)「有価証券売買等損益」 約定日基準で計上しております。	

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	第16期計算期間末 (2024年3月27日現在)	第17期中間計算期間末 (2024年9月27日現在)
1 中間計算期間末日における受益権の総数	35,839,004,622口	37,194,224,976口
2 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	6.1464円 (61,464円)	6.4390円 (64,390円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第16期中間計算期間 自 2023年3月28日 至 2023年9月27日	第17期中間計算期間 自 2024年3月28日 至 2024年9月27日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区分	第17期中間計算期間
	自 2024年3月28日 至 2024年9月27日
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	当ファンドにおいて投資している金融商品は原則として全て時価評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額は生じておりません。
2. 時価の算定方法	有価証券 有価証券に該当する貸借対照表上の勘定科目、及びその時価の算定方法については、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 1. 有価証券の評価基準及び評価方法」の通りであります。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 上記 以外のその他の科目については、帳簿価額を時価として評価しております。

(その他の注記)

1. 元本の移動

区分	第16期計算期間	第17期中間計算期間
	自 2023年3月28日 至 2024年3月27日	自 2024年3月28日 至 2024年9月27日
期首元本額	35,845,471,260円	35,839,004,622円
期中追加設定元本額	8,700,225,866円	4,746,705,009円
期中一部解約元本額	8,706,692,504円	3,391,484,655円

2. デリバティブ取引関係

第16期計算期間	第17期中間計算期間
自 2023年3月28日 至 2024年3月27日	自 2024年3月28日 至 2024年9月27日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2024年9月30日現在)

資産総額	230,784,400,659 円
負債総額	808,856,523 円
純資産総額(-)	229,975,544,136 円
発行済口数	37,203,548,081 口
1口当たり純資産額(/)	6.1815 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換について

該当事項はありません。

(2) 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限は設けておりません。

(4) 受益証券の再発行

委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2024年9月末日現在）

資本金 25億円

発行可能株式総数 50,000株

発行済株式総数 50,000株

最近5年間における資本金の額の増減

該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構（2024年9月末日現在）

経営体制

当社の意思決定機関としてある取締役会は10名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了すべき時までとします。

取締役会は、その決議をもって、取締役の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができます。

取締役会の決議をもって代表取締役を決定します。

代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い、業務を執行します。

取締役会は、法令または定款に定めてある事項の他、当社の経営上重要な事項を決定します。

また、取締役会から代表取締役社長に委任された重要な業務執行の決定その他経営に関する重要な事項について審議することを目的として経営会議を設置しています。

運用体制

- 1) 当ファンドでは、運用調査部門が運用・調査を担当します。下記的意思決定プロセスに基づき、運用を行います。
- 2) 意思決定プロセス
 - a. ファンド・マネージャーは、チーフ・インベストメント・オフィサー（以下、「CIO」といいます。）のもと、チーム全体での調査活動等の成果を踏まえ、投資環境の分析、期待リターンとリスクの予測や当ファンドに対する設定や解約の動向分析などを実施し、当ファンドの約款等の定めを遵守して「運用計画書」を作成し、「投資政策委員会」での審議を求めます。
 - b. 投資政策委員会は、当社取締役会で指名された者が主催し、各ファンド・マネージャーから提出された運用計画書をリスク管理部門、リーガル・コンプライアンス部門等の責任者と共に審議します。ファンド・マネージャーは、承認された運用計画書に基づき日々の具体的な投資活動を行います。投資政策委員会は原則として月2回開催される他、必要に応じ臨時に開催されます。
 - c. 上記の意思決定プロセスは、当社取締役会が定めた「投資信託に係る運用管理」に係る規程及び「投資政策委員会」に係る規程に基づきます。投資政策委員会の運営状況は「コンプライアンス委員会」においても確認の上、取締役会に報告され、適正な業務運営の確保に努めております。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として当該証券投資信託および投資一任契約に基づき委託された資産の運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める以下の業務を行っています。

- ・ 投資助言・代理業
- ・ 有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱いに関する第一種金融商品取引業
- ・ 有価証券の募集もしくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い、および証券投資信託の募集または私募に関する第二種金融商品取引業

委託会社の運用する投資信託は 2024 年 9 月 30 日現在次の通りです。

（ただし、親投資信託を除きます。）

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	42	640,365
単位型株式投資信託	5	14,442
合計	47	654,807

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第346号

加 入 協 会 / 日本証券業協会 一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

3【委託会社等の経理状況】

1．財務諸表の作成方法について

委託会社であるスパークス・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託会社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年6月24日

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 櫻井 雄一郎

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 市川 克也

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているスパークス・アセット・マネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スパークス・アセット・マネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年 3 月31日)		当事業年度 (2024年 3 月31日)	
(資産の部)				
流動資産				
現金・預金		8,172		10,424
預託金		200		200
未収委託者報酬		918		1,588
未収投資顧問料	3	1,849	3	1,753
前払費用		179		198
未収収益		2		2
未収入金	3	7	3	18
流動資産合計		11,330		14,185
固定資産				
有形固定資産				
建物	2	152	2	111
工具、器具及び備品	2	95	2	74
リース資産	2	5	2	3
建設仮勘定		20		4
有形固定資産合計		274		195
無形固定資産				
ソフトウェア		1		1
無形固定資産合計		1		1
投資その他の資産				
投資有価証券		32		43
差入保証金		3		82
長期前払費用		6		34
繰延税金資産		282		405
投資その他の資産合計		325		566
固定資産合計		600		762
資産合計		11,931		14,948

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	54	62
未払手数料	158	454
その他未払金	3 1,280	3 1,504
未払法人税等	786	1,491
未払消費税等	86	321
前受収益	12	6
リース債務	1	1
株式給付引当金	74	189
長期インセンティブ引当金	2	3
役員株式給付引当金	18	40
その他	3	2
流動負債合計	2,480	4,078
固定負債		
リース債務	4	2
株式給付引当金	316	199
長期インセンティブ引当金	10	3
役員株式給付引当金	95	10
その他	70	70
固定負債合計	498	285
特別法上の準備金		
金融商品取引責任準備金	1 0	1 0
特別法上の準備金合計	0	0
負債合計	2,978	4,364
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,500	2,500
資本剰余金		
資本準備金	27	27
その他資本剰余金	19	19
資本剰余金合計	47	47
利益剰余金		
利益準備金	597	597
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	5,807	7,438
利益剰余金合計	6,404	8,036
株主資本合計	8,952	10,583
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	0	0
評価・換算差額等合計	0	0
純資産合計	8,952	10,584
負債純資産合計	11,931	14,948

(2)【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2022年 4 月 1 日 至 2023年 3 月31日)	当事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)
営業収益		
委託者報酬	5,397	8,769
投資顧問料収入	6,283	6,131
受入手数料	14	10
その他営業収益	10	8
営業収益計	11,705	14,920
営業費用		
支払手数料	2,052	2,975
広告宣伝費	144	160
調査費	262	287
委託計算費	24	25
営業雑経費		
通信費	24	25
印刷費	7	9
協会費	17	13
諸会費	13	15
その他	3	3
営業費用計	2,551	3,516
一般管理費		
給料	1,852	2,046
役員報酬	97	58
給料・手当	1,029	1,115
賞与	726	871
株式給付引当金繰入額	35	51
長期インセンティブ引当金繰入額	8	1
役員株式給付引当金繰入額	13	1
旅費交通費	128	194
事務委託費	879	920
業務委託費	512	506
不動産賃借料	228	237
租税公課	106	137
固定資産減価償却費	79	115
交際費	17	19
諸経費	174	175
一般管理費計	4,021	4,407
営業利益	5,133	6,997
営業外収益		
受取利息	2	6
受取賃貸料	19	14
為替差益	61	108
雑収入	2	8
営業外収益計	86	138
営業外費用		
投資事業組合運用損	1	2
固定資産除却損	1	1
雑損失	0	1
営業外費用計	3	5
経常利益	5,216	7,130

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2022年 4 月 1 日 至 2023年 3 月31日)	当事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)
特別利益		
金融商品取引責任準備金戻入	0	0
特別利益計	0	0
税引前当期純利益	5,216	7,130
法人税、住民税及び事業税	1,621	2,221
法人税等調整額	34	123
法人税等合計	1,656	2,098
当期純利益	3,560	5,031

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年 4 月 1 日 至 2023年 3 月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	2,500	27	19	47	597	6,047	6,644
当期変動額							
剰余金の配当						3,800	3,800
当期純利益						3,560	3,560
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	239	239
当期末残高	2,500	27	19	47	597	5,807	6,404

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	9,192	-	-	9,192
当期変動額				
剰余金の配当	3,800	-	-	3,800
当期純利益	3,560	-	-	3,560
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）		0	0	0
当期変動額合計	239	0	0	239
当期末残高	8,952	0	0	8,952

当事業年度（自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	2,500	27	19	47	597	5,807	6,404
当期変動額							
剰余金の配当						3,400	3,400
当期純利益						5,031	5,031
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	1,631	1,631
当期末残高	2,500	27	19	47	597	7,438	8,036

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	8,952	0	0	8,952
当期変動額				
剰余金の配当	3,400	-	-	3,400
当期純利益	5,031	-	-	5,031
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）		0	0	0
当期変動額合計	1,631	0	0	1,631
当期末残高	10,583	0	0	10,584

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

主として総平均法による原価法を採用しております。

（投資事業組合等への出資）

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した有形固定資産については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。

建物 5年

工具、器具及び備品 4年～10年

無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

株式給付引当金

株式交付規程に基づく従業員へ当社親会社（スパークス・グループ株式会社）の株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

長期インセンティブ引当金

海外子会社への出向者に対して支給するインセンティブ報酬の支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

役員株式給付引当金

役員株式交付規程に基づく親会社役員への当社親会社（スパークス・グループ株式会社）の株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、主な収益を残高報酬及び成功報酬と認識しております。

残高報酬

残高報酬は、当社が運用するファンドについて、契約に基づき、管理・運用する義務があり、運用資産残高又はコミットメント額に一定の料率を乗じた金額で測定し報酬として受領しており、運用期間にわたり収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

成功報酬（株式運用）

成功報酬（株式運用）は、残高報酬と同様、契約に基づき、管理・運用する義務があり、過去のパフォーマンスの最高値を上回った部分の一定割合を報酬として受領しており、当該時点に収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

成功報酬（再生可能エネルギーファンドが投資する合同会社の匿名組合出資持分を売却した場合の成功報酬）

成功報酬（再生可能エネルギーファンドが投資する合同会社の匿名組合出資持分を売却して譲渡益が発生する場合に受領する報酬）は、当社が運用する再生可能エネルギーファンドについて、パフォーマンス目標を上回る匿名組合出資持分の譲渡益に対する一定割合を報酬として受領しており、当該時点に収益を認識しております。取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

５．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

（会計方針の変更）

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

2018年2月に企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等(以下「企業会計基準第28号等」)が公表され、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針の企業会計基準委員会への移管が完了されましたが、その審議の過程で、次の2つの論点について、企業会計基準第28号等の公表後に改めて検討を行うこととされていたものが、審議され、公表されたものであります。

- ・税金費用の計上区分(その他の包括利益に対する課税)
- ・グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等(子会社株式又は関連会社株式)の売却に係る税効果

(2) 適用予定日

2025年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(追加情報に関する注記)

(株式付与E S O P信託)

当社親会社(スパークス・グループ株式会社)は、グループ従業員(当社、当社親会社及び当社兄弟会社4社(スパークス・グリーンエナジー&テクノロジー株式会社、スパークス・アセット・トラスト&マネジメント株式会社、スパークス・AI&テクノロジー・インベストメント株式会社、及びスパークス・イノベーション・フォー・フューチャー株式会社。)の従業員)に対し、業績向上や株価上昇に対する意欲の高揚を促すことにより、中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、「株式付与E S O P信託」を導入しております。なお、当社は「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第30号(平成27年3月26日)の指針に従って会計処理を行っております。

(役員向け株式交付信託)

当社親会社の監査等委員でない取締役(社外取締役を除く、以下、「取締役」という。)に対し、信託を用いた業績連動型株式報酬制度を導入しております。

制度の概要

本制度は、当社親会社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社親会社株式を取得し、当社親会社が各取締役に付与するポイント数に相当する数の当社親会社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

本制度に基づく当社親会社株式の交付は、2023年3月末日で終了する事業年度から2026年3月末日で終了する事業年度までの4事業年度の間に在任する取締役に対して行います。なお、取締役が当社親会社株式の交付を受ける時期は、原則としてポイント付与の3年後です。

本制度の導入により、取締役の報酬と当社グループの業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
1. 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。 金融商品取引責任準備金...金融商品取引法第46条の5	1. 特別法上の準備金の計上を規定した法令の条項は、次のとおりであります。 金融商品取引責任準備金...金融商品取引法第46条の5
2. 有形固定資産の減価償却累計額	2. 有形固定資産の減価償却累計額
建物 334百万円	建物 376百万円
工具、器具及び備品 379百万円	工具、器具及び備品 441百万円
リース資産 3百万円	リース資産 5百万円
3. 関係会社に対する資産及び負債	3. 関係会社に対する資産及び負債
未収投資顧問料 524百万円	未収投資顧問料 360百万円
未収入金 0百万円	未収入金 0百万円
その他未払金 118百万円	その他未払金 127百万円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
関係会社に対する取引の主なもの	関係会社に対する取引の主なもの
投資顧問料 1,872百万円	投資顧問料 1,736百万円
事務委託費 439百万円	事務委託費 497百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	50,000	-	-	50,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月20日 定時株主総会	普通株式	3,800	76,000	2022年3月31日	2022年6月21日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月20日 定時株主総会	普通株式	3,400	利益剰余金	68,000	2023年3月31日	2023年6月21日

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	50,000	-	-	50,000

２．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月20日 定時株主総会	普通株式	3,400	68,000	2023年3月31日	2023年6月21日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月24日 定時株主総会	普通株式	3,800	利益剰余金	76,000	2024年3月31日	2024年6月25日

(リース取引関係)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融商品や預金等の他、ファンド組成等のためのシードマネー等に限定し、資金調達については原則として親会社による株式引受によっております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収投資顧問料及び未収委託者報酬に係る信用リスクは、当社グループが管理あるいは運用するファンド、一任運用財産自体がリスクの高い取引を限定的にしか行っていないポートフォリオ運用であることから、極めて限定的であると判断しております。

また、営業債権債務の一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該営業債権債務のネットポジションを毎月把握しており、さらに必要と判断した場合には、先物為替予約等を利用してヘッジする予定にしております。

投資有価証券は、主に投資事業有限責任組合への出資です。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度(2023年3月31日)

(単位: 百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預託金	200	200	-
(2) 未収委託者報酬	918	918	-
(3) 未収投資顧問料	1,849	1,849	-
(4) 未収入金	7	7	-
(5) 未収収益	2	2	-
資産計	2,977	2,977	-
(1) 未払手数料	158	158	-
(2) その他未払金	1,280	1,280	-
(3) 未払法人税等	786	786	-
(4) 未払消費税等	86	86	-
負債計	2,312	2,312	-

(注) 1. 貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の貸借対照表計上額は32百万円であります。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預託金	200	-	-	-
未収委託者報酬	918	-	-	-
未収投資顧問料	1,849	-	-	-

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10年以内	10年超
未収入金	7	-	-	-
未収収益	2	-	-	-
合計	2,977	-	-	-

当事業年度（2024年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預託金	200	200	-
(2) 未収委託者報酬	1,588	1,588	-
(3) 未収投資顧問料	1,753	1,753	-
(4) 未収入金	18	18	-
(5) 未収収益	2	2	-
資産計	3,563	3,563	-
(1) 未払手数料	454	454	-
(2) その他未払金	1,504	1,504	-
(3) 未払法人税等	1,491	1,491	-
(4) 未払消費税等	321	321	-
負債計	3,771	3,771	-

（注）1．貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の貸借対照表計上額は42百万円であります。

（注）2．金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預託金	200	-	-	-
未収委託者報酬	1,588	-	-	-
未収投資顧問料	1,753	-	-	-
未収入金	18	-	-	-
未収収益	2	-	-	-
合計	3,563	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
預託金	-	200	-	200
未収委託者報酬	-	1,588	-	1,588
未収投資顧問料	-	1,753	-	1,753
未収入金	-	18	-	18
未収収益	-	2	-	2
未払手数料	-	454	-	454
その他未払金	-	1,504	-	1,504
未払法人税等	-	1,491	-	1,491
未払消費税等	-	321	-	321

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

預託金、未収委託者報酬、未収投資顧問料、未収入金及び未収収益

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

未払手数料、その他未払金、未払法人税等及び未払消費税等

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、その将来キャッシュ・フローと、その返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度(2023年3月31日)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当事業年度(2024年3月31日)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1)通貨関連

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
該当事項はありません。

(2)金利関連

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
該当事項はありません。

(3)株式関連

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1)通貨関連

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
該当事項はありません。

(2)金利関連

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
該当事項はありません。

(3)株式関連

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
資産除去債務	77	77
未払事業税	41	77
未確定債務否認	223	262
株式給付引当金否認	154	134
長期インセンティブ引当金否認	4	2
減価償却超過額	67	72
金融商品取引責任準備金	0	0
その他	11	9
繰延税金資産小計	579	636
評価性引当額	276	214
繰延税金資産合計	303	421
繰延税金負債		
資産除去債務	20	16
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延税金負債の合計	20	16
繰延税金資産の純額	282	405

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度において、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、記載を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(持分法損益等)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
残高報酬(注1)	11,470	12,941 百万円
成功報酬(株式運用)(注2)	211	1,712
成功報酬(再生可能エネルギーファンドが 投資対象である発電所を売却して譲渡益が 発生する場合に受領する報酬)(注3)	-	247
その他	24	19
合計	11,705	14,920

(注1) 残高報酬のうち、当事業年度においては、委託者報酬にかかるものが7,102百万円、投資顧問料収入にかかるものが5,839百万円それぞれ含まれております。前事業年度においては、委託者報酬にかかるものが5,189百万円、投資顧問料収入にかかるものが6,280百万円それぞれ含まれております。

(注2) 成功報酬(株式運用)のうち、当事業年度においては、委託者報酬にかかるものが1,667百万円、投資顧問料収入にかかるものが45百万円それぞれ含まれております。前事業年度においては、成功報酬(株式運用)のうち、委託者報酬にかかるものが208百万円、投資顧問料収入にかかるものが2百万円それぞれ含まれております。

(注3) 成功報酬(再生可能エネルギーファンドが投資対象である発電所を売却して譲渡益が発生する場合に受領する報酬)のうち、当事業年度においては、投資顧問料にかかるものが247百万円含まれております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針 4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1 サービスごとの情報

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位:百万円)

日本	アイルランド	アジア	その他	合計
8,806	1,342	14	1,542	11,705

(注) 1. 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地(ファンドの場合は組成地)を基礎として分類しております。

2. 事業年度において、より適切な表示の観点から、「欧州」に含めて表示しておりました「アイルランド」を独立掲記し、「欧州」に含まれているその他の項目を「その他」に含めております。前事業年度のセグメント情報については、変更後の区分により作成したものを記載しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位:百万円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
スパークス・新・国際優良日本株ファンド	2,221	投信投資顧問業
未来創生2号投資事業有限責任組合	1,204	投信投資顧問業
未来創生3号投資事業有限責任組合	1,266	投信投資顧問業

(注) ファンドの最終受益者は、販売会社や他のファンドを通じて投資されること等があるため、合理的に把握することが困難であります。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1 サービスごとの情報

投信投資顧問業及び関連サービスに関する外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：百万円）

日本	アイルランド	アジア	その他	合計
11,984	1,207	10	1,717	14,920

（注） 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
スパークス・新・国際優良日本株ファンド	2,811	投信投資顧問業

（注） ファンドの最終受益者は、販売会社や他のファンドを通じて投資されること等があるため、合理的に把握することが困難であります。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

〔関連当事者情報〕

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注2)	科目	期末残高 (百万円) (注2)
親会社	スパークス・グループ株式会社	東京都港区	8,587	純粋持株会社	(被所有) 直接 100	グループ管理会社	業務委託報酬の支払 (注1)	439	その他未払金	117
							運用報酬等の受取 (注1)	1,872	未収投資顧問料	524
							配当金の支払	3,800	-	-
							私募の取扱手数料の受領 (注1)	0	前受収益	6

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場価格を勘案し一般的な取引条件と同様に決定しております。

(注2) 上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容	議決権等の 所有（被所有）割合 （％）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （百万円） （注２）	科目	期末残高 （百万円） （注２）
同一の親 会社をも つ会社	スパークス・ グリーンエナ ジー&テクノ ロジー株式会 社	東京都 港区	25百万円	再生可能エ ネルギーに おける発電 事業及びそ のコンサル ティング	なし	本社事務所 の賃貸	賃貸料の受 取 （注１）	7	未収入金	1
						業務の委託	業務委託報 酬の支払 （注１）	2	その他未 払金	1
	スパークス・ アセット・ト ラスト&マネ ジメント株式 会社	東京都 港区	100百万円	資産運用業	なし	業務の委託	業務委託報 酬の受取 （注１）	7	未収入金	1
						本社事務所 の賃貸	賃貸料の受 取 （注１）	6	未収入金	0
	スパークス・ A I &テクノ ロジーズ・イ ンベストメン ト株式会社	東京都 港区	50百万円	資産運用業	なし	業務の委託	業務委託報 酬の受取 （注１）	0	未収入金	0
						本社事務所 の賃貸	賃貸料の受 取 （注１）	2	未収入金	0
	スパークス・ イノベーション・フォー・ フューチャー 株式会社	東京都 港区	50百万円	資産運用業	なし	私募の取扱 手数料	手数料の受 取 （注１）	0	前受収益	5
						業務の受託	業務受託報 酬の受取 （注１）	0	未収入金	0
						本社事務所 の賃貸	賃貸料の受 取 （注１）	3	未収入金	1
	SPARX Overseas Ltd.	バミュー ダ諸島	1,926千 米ドル	資産運用業	なし	販売会社	手数料の受 取 （注１）	3	未収収益	-
						海外籍ファ ンドの運 用・管理の 委託	運用報酬等 の受取 （注１）	8	未収入金	-
						業務の委託	業務委託報 酬の受取 （注１）	1	未収入金	-
	SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.	韓国 ソウル	4,230百万 韓国ウォン	資産運用業	なし	海外籍ファ ンドの運 用・管理の 委託	運用報酬等 の受取 （注１）	0	未収投資 顧問料	0
						業務の委託	業務委託報 酬の支払 （注１）	300	その他未 払金	76

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容	議決権等の 所有（被所有）割合 （％）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （百万円） （注２）	科目	期末残高 （百万円） （注２）
同一の親会社をもつ会社	SPARX Asia Investment Advisors Limited	中国香港 特別行政区	3,100千 香港ドル	資産運用業	なし	運用の委託	運用助言報酬の支払 （注１）	127	その他未払金	66
						業務の委託	業務委託報酬の支払 （注１）	156	その他未払金	4
						海外籍ファンドの運用・管理の委託	運用報酬等の受取 （注１）	23	未収投資顧問料	7

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１） 市場価格を勘案し一般的な取引条件と同様に決定しております。

（注２） 上記の表のうち、日本国内の会社については期末残高に消費税を含めており、取引金額に消費税を含めておりません。また、日本国外の会社については期末残高及び取引金額に消費税を含めておりません。

２ 親会社に関する注記

親会社情報

スパークス・グループ株式会社（株式会社東京証券取引所プライム市場に上場）

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

１ 関連当事者との取引

（１）財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金 （百万円）	事業の内容	議決権等の 所有（被所有）割合 （％）	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 （百万円） （注２）	科目	期末残高 （百万円） （注２）
親会社	スパークス・グループ株式会社	東京都港区	8,587	純粋持株会社	（被所有） 直接 100	グループ管理会社	業務委託報酬の支払 （注１）	497	その他未払金	126
							運用報酬等の受取 （注１）	1,736	未収投資顧問料	360
							配当金の支払	3,400	-	-
							私募の取扱手数料の受領 （注１）	0	前受収益	6

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注１） 市場価格を勘案し一般的な取引条件と同様に決定しております。

（注２） 上記の表における期末残高には消費税を含めており、取引金額には消費税を含めておりません。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）（注2）	科目	期末残高（百万円）（注2）
同一の親会社をもつ会社	スパークス・グリーンエナジー&テクノロジー株式会社	東京都港区	25百万円	再生可能エネルギーにおける発電事業及びそのコンサルティング	なし	本社事務所の賃貸	賃貸料の受取（注1）	5	未収入金	1
						業務の委託	業務委託報酬の支払（注1）	2	その他未払金	1
	スパークス・アセット・トラスト&マネジメント株式会社	東京都港区	100百万円	資産運用業	なし	業務の委託	業務委託報酬の受取（注1）	7	未収入金	1
						本社事務所の賃貸	賃貸料の受取（注1）	2	未収入金	0
	スパークス・AI&テクノロジーズ・インベストメント株式会社	東京都港区	50百万円	資産運用業	なし	業務の委託	業務委託報酬の受取（注1）	0	未収入金	0
						本社事務所の賃貸	賃貸料の受取（注1）	2	未収入金	0
	スパークス・イノベーション・フォー・フューチャー株式会社	東京都港区	50百万円	資産運用業	なし	私募の取扱手数料	手数料の受取（注1）	0	-	-
						業務の受託	業務受託報酬の受取（注1）	0	未収入金	0
						本社事務所の賃貸	賃貸料の受取（注1）	4	未収入金	1
	SPARX Asset Management Korea Co., Ltd.	韓国ソウル	4,230百万韓国ウォン	資産運用業	なし	海外籍ファンドの運用・管理の委託	運用報酬等の受取（注1）	1	未収投資顧問料	0
						業務の委託	業務委託報酬の支払（注1）	372	その他未払金	99
	SPARX Asia Investment Advisors Limited	中国香港特別行政区	3,100千香港ドル	資産運用業	なし	運用の委託	運用助言報酬の支払（注1）	102	その他未払金	23
						業務の委託	業務委託報酬の支払（注1）	192	その他未払金	50
						海外籍ファンドの運用・管理の委託	運用報酬等の受取（注1）	68	未収投資顧問料	6

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1） 市場価格を勘案し一般的な取引条件と同様に決定しております。

（注2） 上記の表のうち、日本国内の会社については期末残高に消費税を含めており、取引金額に消費税等を含めておりません。また、日本国外の会社については期末残高及び取引金額に消費税等を含めておりません。

2 親会社に関する注記

親会社情報

スパークス・グループ株式会社（株式会社東京証券取引所プライム市場に上場）

(1 株当たり情報)

前事業年度 (自 2022年 4 月 1 日 至 2023年 3 月31日)		当事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	
1 株当たり純資産額	179,047円35銭	1 株当たり純資産額	211,684円56銭
1 株当たり当期純利益金額	71,202円50銭	1 株当たり当期純利益金額	100,629円65銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1 . 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度末 (2023年 3 月31日)	当事業年度末 (2024年 3 月31日)
純資産の部の合計額 (百万円)	8,952	10,584
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る期末純資産額 (百万円)	8,952	10,584
1 株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 (株)	50,000	50,000

(注) 2 . 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2022年 4 月 1 日 至 2023年 3 月31日)	当事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)
当期純利益 (百万円)	3,560	5,031
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	3,560	5,031
普通株式の期中平均株式数 (株)	50,000	50,000

(重要な後発事象)

当事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 および上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定めるもの。

5【その他】

（1）定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要となります。

（2）訴訟事件その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等はありません。

約款

追加型株式投資信託 スパークス・新・国際優良日本株ファンド 運用の基本方針

約款第 17 条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目標に積極的な運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主としてわが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として、わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）している株式の中から、高い技術力やブランド力があり、今後グローバルでの活躍が期待出来る日本企業に投資いたします。

ベンチマークは設けず 20 銘柄程度に厳選投資を行い、原則として短期的な売買は行わず長期保有することを基本とします。

株式の組入比率は信託財産総額の 50% 超を基本とし、原則として高位を維持します。また、株式以外の資産への投資は、原則として、信託財産総額の 50% 以下とします。

市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資は行いません。

新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 20% 以内とします。

有価証券先物取引等は約款第 21 条の範囲で行います。

スワップ取引は約款第 22 条の範囲で行います。

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10% 以内とします。

投資信託証券への投資割合は信託財産の純資産総額の 5 % 以内とします。

金融商品取引法第 2 条第 20 項に定める取引（以下、「デリバティブ取引」といいます。）については、ヘッジ目的に限定して行うものとし、一般社団法人投資信託協会の規則の定めに従い、デリバティブ取引等（デリバティブ取引および新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）の残高に係る想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないこととします。

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対するエクスポージャーは、信託財産の純資産総額の 35% 以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

(1) 分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(2) 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等は、収益分配を行わないこともあります。

(3) 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型株式投資信託
スパークス・新・国際優良日本株ファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、スパークス・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的、金額および限度額)

第2条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができるものとします。

委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から2045年3月27日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当する勧誘のうち、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については1,000億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第9条 この信託の全ての受益権は、社振法の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機

関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第10条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託の都度、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位、価額および手数料)

第11条 委託者の指定する販売会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。委託者がこの要件を満たす場合は委託者も含みます。以下同じ。)は、第6条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、それぞれ委託者の承認を得て定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、委託者の指定する販売会社と別に定める自動けいぞく投資契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。なお、この約款において「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する販売会社が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。

前項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

第1項の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、第4項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる受益権の価額は1口につき1円に、第4項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した額とします。

前項の手数料の額は、委託者の指定する販売会社がそれぞれ独自に定めるものとします。

第3項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第35条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。)等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受け付

けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

前項により受益権の取得申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の取得申込の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその取得申込の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の取得申込の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込の実行の請求を受け付けたものとして、第1項の規定に準じて取り扱うものとします。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口座の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第14条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限ります。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

（運用の指図範囲等）

第15条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株予約権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいい

ます。)

9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株予約権証券(分離型新株予約権付社債券の新株予約権証券を含みます。以下同じ。)
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項第1号から第6号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

(利害関係人等との取引等)

第16条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第27

条において同じ。) 第 27 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第 14 条および第 15 条第 1 項ならびに第 2 項に定める資産への投資等ならびに第 18 条、第 20 条から第 25 条、第 30 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

受託者は、受託者がこの信託の受益者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第 14 条および第 15 条第 1 項および第 2 項に定める資産への投資等ならびに第 18 条、第 20 条から第 25 条、第 30 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第 17 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（投資する株式等の範囲）

第 18 条 委託者が投資することを指図する株式および新株予約権証券は、金融商品取引所等に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所等に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式および新株予約権証券については、その限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定の株式および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第 19 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

（信用取引の指図範囲）

第 20 条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（先物取引等の運用指図）

第 21 条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、もしくは信託財産において投資を予定している有価証券を一時的に代替するため、有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。

委託者は、金利に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第 22 条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、もしくは信託財産において投資を予定している有価証券を一時的に代替するため、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引の運用指図）

第 23 条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、もしくは信託財産において投資を予定している有価証券を一時的に代替するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（有価証券の貸付けの指図および範囲）

第 24 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

- 1．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- 2．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（有価証券の空売りの指図範囲）

第 25 条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、信託財産において有しない有価証券または第 26 条の規定により借入れた有価証券を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により前項の売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

（有価証券の借入れ）

第 26 条 委託者は、第 25 条の売付けの指図のため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとしします。

前項の借入れの指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとしします。

第 1 項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第 27 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。) を委託先として選定します。

- 1 . 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2 . 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3 . 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
- 4 . 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとしします。

前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。) に委託することができるものとしします。

- 1 . 信託財産の保存に係る業務
- 2 . 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- 3 . 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
- 4 . 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第 28 条 金融機関または第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。) から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとしします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第 29 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとしします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとしします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産(金銭を除きます。) については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券の売却等の指図)

第 30 条 委託者は、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 31 条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 32 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 33 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 34 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別途これを定めます。

(信託の計算期間)

第 35 条 この信託の計算期間は、毎年 3 月 28 日から翌年 3 月 27 日までとすることを原則とします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告等)

第 36 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、前 2 項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行わないこととします。

受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第 37 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理等に関する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息(第 2 項各号に掲げる諸費用を含め、以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支

弁します。

前項に定める諸経費のほか、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

- 1．振替受益権にかかる費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
- 2．有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正も含みます）の作成、印刷および提出に係る費用
- 3．目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、販売用資料、商品内容説明用資料の作成、印刷および交付に係る費用
- 4．信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
- 5．運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
- 6．この信託の受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- 7．この信託の法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
- 8．会計監査費用

委託者は、上記の諸費用の支払いを信託財産のために行い、その金額を合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 10 の料率を乗じて得た金額を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際の金額のいかんにかかわらず、信託財産より受領することができます。ただし、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期間中に、随時、上記の料率の範囲内で諸費用の年率を見直して、それを変更することができます。

上記の諸費用は、第 35 条に規定する計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用ならびに当該諸費用に対する消費税および地方消費税相当額は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了の時に、信託財産中から委託者に対して支弁されます。

（信託報酬等の総額および支弁の方法）

第 38 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は第 35 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 164 の率を乗じて得た金額とします。

前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の 6 ヶ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

第 1 項に規定する信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬等支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第 39 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- 1．分配金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬等および当該信託報酬等に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- 2．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬等および当該信託報酬等に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第 40 条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第 41 条第 3 項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第 41 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 41 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第 9 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金(第 43 条第 4 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第 43 条第 1 項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として 5 営業日目から当該受益者に支払います。

前各項(第 2 項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとし、

収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

(収益分配金および償還金の時効)

第 42 条 受益者が、収益分配金について第 41 条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第 41 条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第 43 条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、1 口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。

前項の一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとし、

委託者は、第 1 項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第 1 項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る

受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行請求日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

委託者は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。

前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第5項の規定に準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第44条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

第45条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、この信託にかかる受益権の口数が20億口を下回ったとき、またはこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

委託者は、前項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知られたる受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知られたる受益者が議決権を行行使しないときは、当該知られたる受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約を解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第46条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了します。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款の変更をしようとするときは、第50条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第47条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社を引き継ぐことを命じたときは、この信託は第50条第2項の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者の間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 48 条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 49 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第 51 条の規定に従い新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第 50 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託者は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知られたる受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知られたる受益者が議決権を行使しないときは、当該知られたる受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

第 2 項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

第 2 項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第 51 条 この信託は、受益者が第 43 条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第 45 条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(信託期間の延長)

第 52 条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の

うえ、信託期間を延長することができます。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第53条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(公告)

第54条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.sparx.co.jp/>

前項の規定に関わらず、事故その他やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行うことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載することとします。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第55条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、当該運用報告書に記載すべき事項を、前条第1項のアドレスにおいて電磁的方法により提供します。

前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第56条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

附 則

第1条 第23条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 20 年 3 月 28 日

(信託契約締結日)

委託者	東京都品川区大崎一丁目 11 番 2 号ゲートシティ大崎 スパークス・アセット・マネジメント株式会社
-----	---

受託者	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
-----	--



SPARX Asset Management Co., Ltd.